

令和3年第5回那須烏山市議会9月定例会（第3日）

令和3年9月9日（木）

開議 午前10時00分

散会 午後 2時44分

◎出席議員（15名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	7番	矢板清枝
8番	滝口貴史	9番	小堀道和
10番	相馬正典	11番	田島信二
12番	渋井由放	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（1名）

6番 村上進一

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
教育長	田代和義
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	皆川康代
こども課長	川俣謙一
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
学校教育課長	大鐘智夫
生涯学習課長	水上和明

◎事務局職員出席者

事務局長 菊地唯一

書 記  
書 記

菅 俣 紀 彦  
菅 谷 莉 子

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足をお運びいただきありがとうございます。

ただいま出席している議員は15名です。6番村上進一議員から、欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

ここでお知らせいたします。令和3年9月7日に上程となりました議案第8号 那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例につきまして、監査委員へ意見照会をいたしましたところ、回答がございました。内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 一般質問について

○議長（渋井由放） ここで、昨日の青木敏久議員の一般質問に関しまして、答弁漏れがございましたので、総務課長より答弁がございました。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それでは、昨日の青木議員の質問の中で、令和元年東日本台風による被害ということで、経済産業省のほうで、ソーラーパネル関係の被害が2件あったというようなお話があった件について確認いたしましたので、お答えいたします。

那須烏山市宮原地区にある、浸水想定区域内のソーラーパネルが設置されている発電設備の被害で、1事業所で2か所に関わるものでございました。それにつきましては、平成25年度に事前協議がなされておりまして、それに基づいて設置された事業所でございまして、被害そのものはフェンスの破損というようなことで、今現在は修繕し、稼働している状況にありますので、報告いたします。

以上であります。

○議長（渋井由放） 日程第1 一般質問についてを通告に基づき行います。

現在、緊急事態宣言下における、新型コロナウイルス感染予防対策を実施しております。一般質問については、現行の60分といたしますが、45分を目標に、可能な限りの短縮をお願いいたします。

また、議場内の3密回避対策として、議場内入場議員の入替えを実施しておりますので御了承願います。なお、質問者におかれましては、一般質問中もマスクの着用をお願いいたします。

なお、議会運営に関する申合せにより、質問者の持ち時間を、質問と答弁を含めて60分以内としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の60分を超えた場合は制

止いたします。また、質問者の通告した予定時間となりましたら、質問の終了を求めますので御了解願います。

なお、通告された質問の要旨からは想定できない質問内容の場合には注意をいたしますので、併せて御了解願います。

質問、答弁は簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

ここで、議席番号が偶数の議員の皆様におかれましては、議員控室へ移動をお願いいたします。通告に基づき、10番相馬正典議員の発言を許します。

10番相馬正典議員。

〔10番 相馬正典 登壇〕

○10番（相馬正典） 議場内の皆様、改めましておはようございます。議席番号10番の相馬正典であります。渋井議長より、質問する機会をいただきましたので、ただいまより質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。質問事項は、次の5つであります。1、熊田診療所について。2、ふるさと民芸館について。3、那須烏山市烏山体育館について。4、過疎指定について。5、烏山城跡の国史跡指定に向けた進捗状況について。以上、5項目であります。

では、質問者席に移りまして、始めさせていただきますと思っております。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） それでは最初に、1番の熊田診療所についてであります。①の診療所設立についての経緯について伺いたいと思っております。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 熊田診療所の設立の経緯についてお答えいたします。

熊田診療所の開所につきましては、昭和29年6月1日の旧荒川村と旧下江川村の2か村合併時に、医療機関のない下江川地区における診療施設の設置が条件とされたことが、契機となっております。その後、昭和38年12月に村議会緊急協議会が開催され、保健衛生事業の推進と、住民の福祉に資することを目的として、へき地出張診療施設整備事業が計画されました。昭和39年1月に、芳賀赤十字病院を親元とする熊田僻地出張診療所の運営を開始するとともに、現在の熊田診療所が整備されました。同年6月1日に、小島原正憲医師を初代所長として、南那須村立熊田診療所が開所し、平成18年に現熊田診療所に建て替えられ、現在に至っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） ありがとうございます。当時、この地区においても、なかなかそういう診療所がありませんでした。僻地診療所ということで、近隣にちょっと聞きますと、那珂川町とか茂木町にはないんですね。那須烏山市というか、旧南那須町で、先人がよほど努力されて創られたのだろうというふうに思います。

次に、ちょっと何点か再質問させていただきますが、平成18年に熊田診療所が建て替えられました。建て替え当時、地元における診療所存続のニーズはどうであったのか。そして、現時点での地元のニーズはどうであるのか、伺いたいと思います。ちょっと古いことで恐縮ですが、よろしくお願いします。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 熊田診療所建て替え当時、それから現在の地元のニーズについてのお答えをいたします。

熊田診療所の建て替えにつきましては、旧熊田診療所が建築されてから40年が経過し、老朽化したことに加え、地域住民の高齢化が進み、求められる医療、こちらについてはレントゲン設備、それから駐車場についてなのですが、こちらを提供するために、平成16年、平成17年の2か年事業で計画をされております。建築計画当時の資料で確認いたしますと、平成15年、当時の患者さんの数なのですが、延べで8,709人、月平均で725.8人でございます。現在の患者数は、延べ3,144人と大幅に減少はしているものの、近隣住民の方については、かかりつけ医として、熊田診療所を受診している状況でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 当時と今の社会情勢は、相当違っていると思います。高齢化に伴いまして、人口も減少している。その中、現状に鑑み、今後もこの診療所を継続していくということになると思いますけれども、その意義について、見解を伺えればと思います。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 今後も継続する意義についてお答えいたします。

熊田診療所につきましては、下江川地区の唯一の医療機関でございまして、当地区における健康の保持と、地域の保健衛生の向上に大きく寄与しております。それらのことから、熊田診療所の継続につきましては、必要であると現時点では考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 続いて、ちょっと運営状況について伺いたいと思います。最近ので結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 熊田診療所の運営状況についてお答えいたします。

令和2年度決算の収支につきましては、4,854万7,757円の歳入のうち、一般会計からは463万3,000円、診療所運営基金からは750万円を繰入れしており、実収入は3,641万4,757円となり、令和元年度決算と比較しますと、279万3,024円の減となります。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入れが213万3,000円増加し、基金からの繰入れが200万円増加しております。

実収入の減額につきましては、やはり診療収入が減少したことが大きな要因となっております。新型コロナウイルスの感染拡大による受診控えも少なからず影響していますが、新規の患者が増えず固定化していることや、患者様の高齢化が大きく影響しているものと考えております。

また、令和2年度における歳出につきましては、4,429万9,381円であり、令和元年度決算と比較して14万9,134円の増額となっております。職員人件費や施設管理費、医薬品等の医業費が大半を占め、ほぼ横ばいの状態であります。毎年度不足する財源を穴埋めするため、診療所運営基金を取り崩して予算に繰り入れている状況であり、令和2年度末の残高は、706万9,000円となっております。しかしながら、令和3年度当初予算において、基金繰入金500万円を計上していることから、実残高は207万円となっております。ますます厳しい運営状況となっておりますので、御理解願います。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） ありがとうございます。何点か伺いたいと思います。

設立当時は、恐らく順調な運営であったのだろうというふうに推測されます。それに伴いまして、基金残高も確保されていたのではないかと思いますけれども、基金残高についてお伺いしたいのですが、大丈夫でしょうか。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 基金残高の経緯についてお答えいたします。

熊田診療所は、昭和39年度に開所してから堅実な運営を続け、独立採算により、施設を維持運営できる見通しが立ったことから、昭和52年6月に熊田診療所運営基金が設置されております。基金を設置以降、毎年度順調に積立てを行い、平成15年度末には、約1億1,000万円を保有しておりました。平成18年度は、基金を活用して旧診療所及び旧医師住宅の解体を行い、診療所及び医師住宅等を整備したほか、平成19年度には、医療機器や診療所備品等の更新を行ったところでございます。

しかしながら診療収入の減少に伴い、基金からの繰入れが続くことにより、基金残高は現在、ごくわずかとなっている状況でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） やはり当初は、1億1,000万円もの基金があったということで、だんだんなくなってきてしまったということで、近年においては、もうゼロに等しくなってしまうというような推移をたどっているようでございます。

令和3年度予算によれば、診療所は約4,700万円を計上し、診療収入は約2,600万円。年々約10%ほど減少しているんじゃないかなというふうに思うんですけども、一般企業であれば、大幅な債務超過というふうになっております。公的機関だから、この辺はなかなか難しい問題ではないかと思っておりますけれども、その辺についての見解を伺いたいと思っております。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、診療収入につきましては、患者の固定化や高齢化により、毎年減収となっております。これまでも収入増を図るため、平成29年度からは、老人施設の嘱託医や企業の産業医を受託するなど、でき得る対策を講じてまいりました。

診療所医師には、毎年度決算の報告を行っており、令和2年度決算につきましては、過日、熊田診療所医師と面談を行い、収入増となる経営改善策について検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） では、次に③の今後の対応について伺いたいと思っております。お願いします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 熊田診療所の今後の対応についてお答えいたします。

熊田診療所は、先ほども御説明したとおり、僻地診療所として開設され、現在も下江川地区唯一の医療機関であります。移動手段のない高齢患者のよりどころとして、健康の保持、地域の保健衛生の向上に寄与しております。

しかしながら、診療所運営基金が残りわずかであることや、診療収入の増加が見込めないことなど、今後も診療所を運営していくためには、さらなる一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない状況にあります。今後、診療所経営の健全化を図るため、体制整備を含めた抜本的な見直しを検討してまいりたいと思っております。



○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 分かりました。数字的に、ちょっとお話をさせていただきますと、今、基金が大分枯渇しました。その分を、一般会計より持ち出しとなっております。今年度予算では、一般会計より約900万円、昨年度は460万円でした。今年度は基金より500万円、昨年度は750万円というふうになっています。さらに残念ながら、今年度末基金残高は予算書によれば6万9,000円であるというふうになっておりました。しかし、令和2年度の決算では、基金残高が、いわゆる黒字が出て200万円ほど積み増しになるということですので、約207万円というふうな残高になってしまうのかなというふうに思います。

令和4年度について、今度はだんだん、だんだん、やはり基金の繰入れが非常に難しくなってくると思います。このままでは、令和4年度は一般会計より、今年度900万円を上回る、200万円ありましたから、1,200万円程度の繰入れが必要ではないのかなというふうに思います。いずれにしても深刻な状況であります。このような状態が、今後しばらく続くのではないかというふうに思われます。診療報酬も年々減収している現状の中で、こういった手を打っていくのか、伺いたいと思います。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） お答えいたします。

でき得る対応策といたしまして、熊田診療所をかかりつけ医とする、新規患者が増える対策を検討するとともに、今後も診療所、医師と診療以外の収入を増やす方策や、経費削減を図るための方策を協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） まだまだ議論する余地があると思います。廃止しろというふうに、私は思っていません。当然、この僻地診療所という重要な役割があります。ですが、運営方法にちょっと問題があるのではないかというふうに考えています。一昨日の監査意見書の中でも、一般会計からの赤字補填的な繰入金に依存した運営となっている会計が、依然として見られる。各会計とも、独立採算の原則に基づいた経営を求めるものであるというふうにしております。今後の対応に、ぜひ期待したいと思います。それでは、次に移ります。

2番の龍門ふるさと民芸館についてであります。

4月のリニューアルオープンからの入り込み客数及び売上げ状況について伺いたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 龍門ふるさと民芸館の入り込み客数及び売上げ状況についてお答えを

いたします。

龍門ふるさと民芸館は、稼ぐ観光の実現を目指す、にぎわい創出の拠点として、地元食材を活用した地産地消メニューを提供する龍門カフェを新設したほか、観光情報発信コーナー、ワーケーションに対応したフリーWi-Fiの整備、市民が集う地域コミュニティ活動拠点となる多目的会議室の設置など、このたびの改修工事により、施設機能の充実を図ったところであります。

入り込み客数につきましては、5月から7月までの3か月間で比較しますと、令和元年度が1万554人、令和3年度が2万1,256人と、改修後は、約2倍に増加しています。また、売上げにつきましては、同様に5月から7月の3か月間で比較しますと、令和元年度が103万1,870円、令和3年度が739万5,575円と、改修後は、約7倍と大幅に増加しております。

その主な理由としましては、カフェ新設による販売額の増加が挙げられます。現在、本県は国の緊急事態措置の対象地域に追加されたことに伴い、市内の観光主要3施設は臨時休館となっておりますが、龍門カフェのPRとして、市外の農産物直売所でのベーグルの販売や、通販によるベーグル販売など、指定管理者である市観光協会が積極的に事業を展開しております。

今後とも関係団体と連携を図りつつ、稼ぐ観光、にぎわい創出を目指し、施設運営を行ってまいりたいと思っております。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） なかなか頑張っているようですね。7倍の売上げだと。すばらしいことだと思います。

以前の議会で、たしかリニューアルした後、物品販売及び飲食に伴う売上げ予想ということで、小原沢課長が答弁されたと思うんですけど、年間1,000万円というふうに御答弁をいただいたかというふうな記憶があります。現時点で、残念ながら緊急事態宣言ということでクローズになっておりますけれども、今の時点で、年間売上げ予想はいかほどになるか、伺いたいと思います。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 龍門ふるさと民芸館の現時点での年間売上げ予想についてお答えいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、緊急事態宣言が発出されております。そのため、売上げが最も期待される夏休み期間を含めて、施設の休館を余儀なくされている状況でございます。先行きが不透明な部分もございしますが、龍門ふるさと民芸館における年間の売上げ額は、目標額である1,000万円は達成できるものと考えております。引き続き

き、観光協会と連携を図りながら、観光の振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 大分頑張っていたと思います。残念ながら書き入れどき、この7月の末から8月、9月と、残念ながら一番入るような時期で、売上げの減というのが、もったいないなという気がします。ただ、民芸館が閉館していても、非常に大変な数の車が駐車場に止まっていたりしているので、この緊急事態が解除になれば、また復活できるかなというふうにも考えるところです。引き続き、目標達成に向けて、努力をお願いしたいと思います。

次に、これまで多くの指摘を受けていた観光協会についてですけれども、体制及び機能強化を含めた大改革が行われ、見事再生を果たしたというような感じがしています。現在、民芸館は緊急事態宣言の発令により休館となって、収益を得る機会がなくなっていますけれども、収益に向けて、どのような工夫をしているのか伺いたと思います。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 緊急事態宣言下におけます収益の確保に向けた取組についてお答えいたします。

先ほど、市長から答弁がありましたが、市外の農産物直売所や、市内店舗の御協力によりまして、ベーグルの販売、インターネットを活用した通信販売等を行っております。先月、8月のベーグルの売上げは、51万8,000円余りとなっております。今後も観光協会と連携を図りながら、様々な工夫を凝らして収益増につなげてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 今までとちょっと違う感覚を感じました。龍門カフェだけでなく、ほかに販路を見つけたということは、非常に素晴らしいことだというふうに思います。もっと頑張ってください、売上をばんばん増やしていただいて、もっと自立できるように頑張ってくださいというふうに思っています。

あと、龍門カフェについてなのですが、今、ベーグルという話がありました。やっぱり四季折々、いろんなメニューが必要なのかなというふうに考えます。新たなメニューの開発を含めて、引き続き頑張ってくださいと思います。

また、この休館期間を最大限に活用して、物販及び野菜直売所の強化策を検討し、休館明けに運用を開始できるよう、さらなる改革を進めるべきと考えますけれども、市長の考えを伺いたと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 物販につきましては、陳列の仕方や、また新しい出品などの充実に向けて、指定管理者の観光協会に具体的に検討をお願いしていますが、野菜の直売所の強化につきましては、観光協会の会員の出品ということが表に出ていますので、その辺などを、JAなす南との協議を踏まえて、直売所機能を強化するなどを協議させていただきたいと思っておりますので、さらなる誘客、また野菜のアピールもできると思いますので、努めていきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） ありがとうございます。確かに野菜はあるんですけども、本当に一握りの野菜しかないのので、置いておくと結構売れると思います。毎年5月に、あそこですらいろいろお掃除をしたりして、直販をやっている団体があるんですけども、そこでタケノコを掘ってきて置いておくと、そのまま持っていくんですね。1個300円。掘っても掘っても間に合わないぐらい売れてしまうと。すごくやっぱりお客が来ているというのは、すごいことだなというふうに思っていたところでございます。

もう一つ、ふるさと民芸館だけでなく、山あげ会館も休業中ですよ。山あげ会館の改革も、急務であるというふうに考えます。同時に休館期間を生かして、入館者増に向けた対策を検討すべきと考えますが、再度、市長の意見を伺いたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 山あげ会館につきましても、2階展示室を活用した企業展の開催などを検討しているところであります。また、地方創生臨時交付金を活用し、ウィズコロナ、アフターコロナに対応した、山あげ会館のガイダンスシステムのタブレット化を図る予定であります。

物販の陳列方法や、出品の充実、野菜直売の機能などの強化につきましても、龍門ふるさと民芸館同様に検討してまいりたいと思っておりますので、入館者増加に向けて努力してまいりたいと思っております。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） ぜひ、よろしく申し上げます。休館期間が終わった後、入館者が増えるように努力をお願いいたします。

龍門の滝なんですけれども、ちょっと1点、気になることがございましたので、質問します。

②の多くの来訪者でにぎわっている龍門の滝なんですけれども、滝を含む河川の安全管理について伺いたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 滝を含む河川の安全管理についてお答えいたします。

龍門の滝につきましては、年間を通して多くの観光客の訪れる、市内でも人気の観光スポットとなっています。利用客が多いことから、定期的に河川の点検を実施するとともに、毎年、河川管理者である栃木県烏山土木事務所が実施する、河川における安全利用点検において、滝周辺の施設の点検を行っております。指摘事項があった場合は、改善に向け対応しているところであります。

また、夏になると、龍門の滝の周囲で泳ぐ方が見受けられることから、安全対策として、遊泳禁止の立て看板を右岸側に1か所、左岸側に2か所設置し、注意喚起を促すとともに、龍門ふるさと民芸館の指定管理者である市観光協会において、施設の入り口や滝の遊歩道入り口に、遊泳禁止の注意書きを掲示するなど、周知徹底を図っています。龍門の滝の遊泳につきましては、栃木県烏山土木事務所に相談しており、注意喚起の方法等を検討しているところであります。

泳ぐだけではなく、滝を登ってしまう方まで出てきているので、かなり注意喚起を、今、強化しているところであります。観光客の安全対策につきましては、今後も河川管理者である県や関係機関と連携を取りながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 確かに、非常にロケーションも良くて、水の深さもちょうどいいので、滝つぼから流れ出ているところは、子供連れが行くと、非常に楽しくて遊べる場所なんですけど、遊ぶだけならいいのですが、泳いでしまうというようなことがあります。

それから、以前より本当に多くの観光客が来ていまして、今、市長がおっしゃったように、私が見たときも、滝つぼで遊んでいる。滝をよじ登っている。滝の中間ぐらいまで登っている。それが、外国の方だったんですね。だから、遊泳禁止も他国言語でやらないと、多分、分かってもらえないのかなというふうな気もしますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。一般の観光客の方からも、非常に苦情が出ているという話も耳にします。また万が一、事故が起きた際には、市の責任を問われかねません。観光地及び危険性という関係から、規制をやはりもう少し徹底するべきというふうに思ひますが、さらなる見解を伺ひたいと思ひます。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 龍門の滝におけます遊泳等の規制の徹底についてお答えいたします。

龍門の滝の滝つぼにおける遊泳や滝のよじ登りににつきましては、河川管理者である県と協議をしております。まずは、表示物の掲示によりまして、注意喚起の徹底を図ってまいりたいと

考えております。

一方、河川というのは、誰でもが利用できる共有物という位置づけもありまして、今後どのような規制の方法が良いか、引き続き、河川管理者である栃木県のほうと連携を図りながら検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） できるだけ市の責任を問われないような、十分な対策、対応をしていただきたいと思います。

それでは、3番的那須烏山市烏山体育館についてであります。

屋根やトイレ、外壁等の老朽化が一層進んで、使用に耐えられなくなってきていると感じます。危険性すら感じる。以前から問題視されておりますが、今後の対応について伺いたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 烏山体育館の今後の対応についてお答えします。

烏山体育館は、烏山市街地の中心部に立地し、市の体育施設の中で、特に多くの方に利用していただいている施設であります。旧烏山町時代では、ピンクレディーのコンサートや、全日本プロレス等のイベントにも使用され、市民の皆様には、なじみの深い施設であります。

しかしながら、烏山体育館は築49年が経過し、屋根や外壁等の劣化や床のゆがみなど、老朽化が顕著であります。現在は、雨漏りや漏水でトイレの使用が一時できなくなっている状況となっております。もはや、大規模改修による延命措置は厳しい状況にあり、抜本的な見直しを行う必要性を強く感じているところであります。

利用者に、また迷惑がかからないよう、学校開放を含めた代替施設の確保を急ぎたいと考えております。代替施設が確保されるまでの間は、安全対策のため、必要最小限の修繕を行うなど、利用者に配慮した対応を図ってまいりたいと考えております。

公共施設等総合管理計画における方針を踏まえ、体育館の新築も含めた体育館の統合、再編による集約化に向けた具体的対応策について、方向性を見いだしてまいり所存でありますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 利用頻度の非常に高い施設であります。でも、見るからに老朽化が著しくて、みっともないという言葉が合うのかと思うぐらい、問題が多いと考えています。確かに改修工事を行うには、相当な費用が発生するであろうと思われれます。築40年ということですから、費用対効果がちょっと期待できないというふうに思いますね。

しかし、市民のニーズに応えるためにも、早急に方針を決めて、具体的な対応を進めるべきと考えますが、再度、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 先ほども答弁させていただきましたとおり、改修工事による延命措置が難しいと考えております。代替施設の確保を急ぐとともに、早急に市全体の体育施設等の統合、再編による集約化に向けた具体的対応策の方向性を見いだしていこうと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 崩壊とか、落下物、漏電による火災が発生する可能性が考えられ、今後使用に関し問題が多いと思います。その点について、どのように認識されているのか伺いたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かに、かなりひどい状況になっております。実は、選挙の開票などは、場所を変えたりとか対策をしていますが、いまだに住民に開放している場合がありますので、その辺をきちんと協議をさせていただき、学校開放の施設なども教育委員会と協議を進めたり、あとは県の体育館、烏山高校が今使用している体育館なども含めて、検討を進めていきたいなと思っておりますので、早急に調整を進めていきますが、まだ1年、2年かかるか、その辺は相手がありますので、協議を、なるべくこちらを進めていきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 今までにも、いわゆる代替施設というのを検討する、検討するというふうな話をして、結構時間がたってしまいました。今も答弁にありましたように、早めに代替施設を検討していただいて、できるだけ早急に解決していただければというふうに思っています。

ただし、この問題はなかなか難しい問題だと思います。庁舎の整備、プラス、公民館とか体育館とか一連の関係の中で出てくる問題ですから、いきなり壊してしまうというわけにいかないというふうに思いますし、新しくするのは難しいというふうに思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。過疎指定についてであります。

令和3年度に過疎地域の持続的発展の支援に関する特例措置法により、烏山地区を対象に過疎指定がなされました。その経緯について伺いたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 過疎指定の経緯についてお答えします。

国による過疎対策につきましては、昭和45年以来、4次にわたり議員立法として過疎関連法が制定され、地域経済の縮小や、地域コミュニティの低下の抑制に一定の役割を果たしてきました。

しかしながら、過疎地域におきましては、都市部と比較して人口減少、少子高齢化に歯止めがかからないことから、近年注目されている革新的な技術の活用や地域社会を担う人材の育成等により、過疎地域の持続的な発展に向けた取組を促進するため、令和3年4月1日に、過疎地域の持続的な発展の支援に関する特別措置法が施行となりました。この新法において、過疎地域の要件である人口基準年の見直しが行われたことにより、本市の旧烏山町地域が、新たに過疎地域に指定されたことでもあります。

この指定には、大きく分けて2つの要件があります。1つ目は人口要件であり、人口要件長期と人口要件中期のいずれかを満たす必要があります。本市の場合は、人口要件の中期である平成2年から平成27年までの25年間の人口の減少率が、21%以上という条件に達し、旧烏山町地域が23.8%であり、基準を満たしたところでもあります。なお、市全体としては19.7%、旧南那須町地域は12.9%でありました。次に2つ目は、財政力要件であります。平成29年度から令和元年度まで、3か年平均の財政力指数が0.51以下という条件に対して、本市は0.453であり、基準を満たしているところでもあります。

以上のとおり、新法による人口要件と財政力要件を満たし、旧烏山町地域が新たに過疎地域に指定されたところでもあります。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 経緯は分かりました。ただ、南那須地区が過疎指定になりませんでした。なかなか2つ別々にやるというのは難しいのかなと思うのですが、今後の南那須地区について、今後の見通しはどのようなふうになっているか伺いたいと思います。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

南那須地区におきましては、令和2年度の国勢調査の結果を踏まえた、新法の読替規定に基づきまして、平成7年から令和2年度までの25年間の人口減少率が、同期間における全国の人口減少自治体の平均減少率以上となれば、年度末または令和4年4月1日付で過疎に指定される可能性があるかと、今は考えております。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 可能性はがあると。昔、過疎の指定なんていってばかりにしていたんですよね。こんなのやれるかなんて、烏山がそんなことになるわけないなんて思ったのですが、今考えると、指定になったほうがいいのかないかなというふうな気にもなっているところがございます。



す。

そんな中で、この過疎の指定によって、本市には、どんなメリットとか、どんなデメリットがあるのか。交付税や起債等、有利な事業があるのか。あるのであれば、どのような事業が対象となるのか、制度の内容はどうかを伺いたしたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 過疎指定によるメリット、デメリットについてお答えいたします。

過疎指定によるメリットとしては、大きく4つあると考えられます。

1つ目は、過疎対策事業債の活用であります。現在、策定作業を進めております、過疎地域持続的発展計画に位置づけられた事業に対し、特別に発行が認められる地方債であり、充当率が100%で、元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入される、大変有利な起債であります。主な起債事業のメニューとしましては、ハード事業として、道路整備や公立の小中学校、幼稚園、公民館、図書館などの施設整備が対象となるほか、ソフト事業としまして、地域医療の確保や住民の交通手段の確保などに関する事業が対象となります。ただし、毎年度、国全体としての地方債計画額の上限があり、その枠の中で栃木県の予算額が示され、市の計画に位置づけられた事業であれば、全てが要望どおり過疎対策事業債を活用できるということではありません。

2つ目は、地方税の減収補填措置であります。過疎地域の産業振興を促進するため、一定金額以上の資産を取得した特定業種の事業者に対して、市が条例に基づき、固定資産税を課税免除した場合は、減収分の75%を普通交付税で補填してくれるものであります。詳細は未定ですが、本市でも条例制定に向けて調整しているところであります。

3つ目は、国庫補助金のかさ上げ措置でございます。具体的なメニューとしましては、公立小中学校の統合に伴う校舎の新增築などが該当となります。国の負担割合が引き上げとなることとなります。

4つ目は、県による代行整備制度であり、過疎地域の自治体は財政力も弱く、技術的なノウハウが不足している場合が多いことから、国の指定基準を満たした基幹的な道路については、県が、市町村に代わって事業を代行できる制度であります。

最後に過疎指定によるデメリットにつきましては、特に制度上はございませんが、議員がおっしゃったように、市のイメージダウンにつながらないように、有利な財政支援措置を最大限に活用して、持続可能なまちづくりを進めていくことを進めていきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 分かりました。いろんな要件があるということでございますけれども、今現在、過疎の指定を受けていない南那須地区は、こういった財政支援の措置の恩恵を受

けることはできないというふうに考えてよろしいですか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

現時点では、南那須地区は過疎に指定されておられませんので、過疎指定に伴う国・県の有利な財政支援措置は、受けることはできないと考えております。

しかしながら、これまでどおり南那須地区も含めた、市全体としてのバランスを考えながら、各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） できれば、南那須地区も一緒に指定されるといいなというふうに思います。

この過疎指定を受けたことにより、市長が、特に期待するような、何か恩恵みたいなのはありませんか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 先ほども言いましたように、数ある支援の中で、懸案となっていた基幹的な道路の修繕を県が請け負ってくれたり、あとは保育園や公民館の修繕なども対応できるような話がありますので、そういうことを進めていくと、大分財源が違うのかなとは思っております。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 了解しました。令和4年度から、具体的な事業計画というのがスタートされるんじゃないかなというふうに思うんですけども、今後の具体的な計画スケジュールが分かるのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 今後の計画等についてでございますが、現在、策定中の過疎計画を今は進めておりますが、南那須地区も、今年度末か来年度早々に指定される見込みもあるということから、南那須地区も過疎に指定された場合を想定して、市内全域における事業計画を念頭に、策定を今、進めております。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） その後、追加でいろいろ聞こうと思ったんですけども、南那須地区ということなので。この有利な財政措置というのは、今からいけば、計画をつくって策定すれば、令和4年から受けられるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） そのようでございます。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 南那須地区は、追加で過疎指定にされるという前提の下、計画をつくるということでございますので、できるだけ早く、計画はつくっていただきたいと思います。

ちなみに、今年度の栃木県が国に要望した事業計画がありまして、日光市が1億6,800万円、茂木町が2億7,300万円、那珂川町が2億2,300万円。このような、結構大きな金額。内容は、今現在、過疎地域というのは、日光市の一部、大田原市の一部、那須烏山市の一部、茂木町、塩谷町、那珂川町、6市町10地域というところになっているんですね。今年は3地区で、内容が、何となく我が市に関わるような、今言った道路の整備、それからデマンド交通事業。それから那珂川町なんかだと、病院の運営基金、負担金ですね。那須南病院の負担金、そういったものも補助になる。茂木町なんかだと、CAテレビの光化整備、こういったものも対象になっています。

そういうことであれば、今、話題になっておりました市の防災行政無線なんかにも充当できるのかなという可能性も、ないことはないのかなというふうに思いますけれども、またそれとともに、清水川せせらぎ公園の改修も、決して無駄遣いではございませんので、その辺も併せてよろしく願いできればというふうに思います。

最後の質問でございます。5番の烏山城跡の国史跡指定に向けた進捗状況についてであります。この件について、お伺いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 烏山城跡の国史跡指定のに向けた取組についてお答えいたします。

令和4年度に予定している、国史跡の指定に向けた文化庁への意見具申を行うため、これまでの調査研究の成果をまとめた、烏山城跡調査報告書の作成を進めております。

また、国史跡指定及び市が管理者となることについて、地権者への意向確認を並行して進めているところでありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 今後の国史跡指定に向けた取組について、ちょっと詳細を伺いたいのですが、お願いします。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） お答えいたします。

国史跡の指定を受けますと、まず、遺跡を保護するために、様々な現状変更を伴う改変が制限されることとなります。具体的に申し上げますと、住宅その他の工作物の建築・設置、公衆用道路の新設や拡張、土地の掘削や盛土による地形形状の変更などは、原則認められなくなります。樹木については、伐採は可能ですけれども、伐根は認められず、新たな植栽も、原則認

められなくなります。

維持管理につきましては、遺跡が広大であることから、見回りを行う管理者の設置が必要になります。また、史跡となった場合は、見学路等の整備が必要になるため、維持管理費の負担の増加が懸念されるところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 次に2番の国史跡指定となった場合、城跡については、どのような事業を展開していくのか伺いたいと思います。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 具体的に細かい計画をつくっているわけではございません。ただ、先ほど、水上課長のほうからありましたように、新たな構造物、その他、あまり大きな地形の変更等は認められないということで、地権者の方に、まずそこの了承を得なければなりませんし、将来的には、土地の所有といたしますか、市の敷地としていくというような方向性は、これは持たなければなりませんので。もちろん、一遍に買うような予算ということはなかなか難しいので、一応、市の所有とするというような方向性を持って、少しずつ買い増していくというような方針で、現在、考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 様々な事業展開をするに当たり、国、県、市の役割や費用負担割合というふうなのは、どういうふうな形になるのか伺いたいと思います。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） 国、県、市の役割と費用負担についてお答えいたします。

国と県の役割としましては、史跡の公有地化の経費の補助、また助言・指導などが主なものとなります。市の役割としましては、史跡を実際に保護し、事業展開を行うこととなります。

費用負担割合ですが、史跡の公有地化については、国が8割の負担がございまして、残りの2割を、県と市が1割ずつ負担することになります。ただし、当該年度以前に行う土地の測量とか、不動産鑑定料、土地交渉費等の費用については、市単独の負担となります。

以上です。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） すみません。先ほどちょっと聞き忘れたんですけど、今後の年度ごとのスケジュールというふうなのが、分かれば教えていただきたいんですけども。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） 取りあえず今年度は、地権者に事業の説明をいたしまして、承諾をいただくという作業。できればその作業は、年内中には終了したいと思っております。その後、来年度、指定のほうを受けることになると思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 大分これも昔からやっています、大分時間が経過しました。1日も早い指定を受けて、烏山城跡という大きな観光の目玉をつくっていただきたいと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

この件に関して、地元からちょっと要望がありまして、非常に多くの観光客の方が見えているそうです。屋敷町のほうから侵入しまして、神社の参道、城跡に向かう道、砂利道なんですけれども、毎回、大雨が降るたびに真ん中がえぐれて、もうとんでもない状況になっちゃうんだと。ひどく傷んでしまうと。せっかく来ていただいた観光客の皆さんに、これではあまりにもひどいんじゃないかと。こういったことが、修繕できないのかというふうに言われているんですけれども、その辺はどういうふうに思いますか。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） お答えします。

進入路の現状につきましては、私どものほうでも把握しているところでございます。ただし、指定申請予定地の指定前の改変については、ちょっとなかなか困難なところがございまして、指定後、公有地化を進めた上で、進めていきたいと考えております。ただし、見学者等に危険が及ぶ場合などは、国や県、地権者と協議をさせていただきまして、可能な範囲で修繕できるよう検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 本当に道路が波打っちゃっているような状況になります。ですので、ちょっとならずぐらいは大丈夫なのかなと思うんですけれども、その辺は、その都度またお問合せをさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渋井由放） 以上で10番相馬正典議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、17番平塚英教議員の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 17番平塚英教でございます。パンデミックという、これまで経験したことのないこういう状況の中で、一般質問でございます。通告に従って質問してまいりますので、答弁のほうは、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、質問に入ります。まず、新型コロナウイルス対策についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの変異株等による爆発的な感染拡大が続いている中、政府新型コロナ対策本部は、8月20日から9月12日まで、緊急事態宣言対象地域を、これまでの6都道府県に、栃木県を含む7府県を追加し、延長拡大いたしました。その後、8月27日から8都道府県がさらに追加され、緊急事態宣言は、全国21都道府県に拡大し、蔓延防止等重点措置区域は、12県が指定されております。

報道では、感染拡大が災害レベルの制御不能な状態と評されております。

全国では、8月の多い日で、1日新規感染者が2万人を超え、栃木県の8月17日時点の療養者数は、1,565人で、県病床・宿泊療養施設確保計画における感染急増時の緊急的な患者対応方針が想定する、1日最大療養者数2,000人に迫る勢いであります。

菅政権は、この緊急事態宣言を発し、国民には外出自粛を求めながら、多くの国民が反対する中でオリンピック・パラリンピックを強行し、医療危機に直面しては、原則自宅療養の方針を打ち出すなど、国民の命を守り抜く責任ある対応をせずにあります。

緊急事態宣言は、昨年4月、今年の1月に続きまして、栃木県は3度目の発令となりましたが、第5波の感染拡大が収束の見えない状況の中で、本市においても、感染防止の対策強化が求められているところであります。本市としての具体的な対策を説明いただきたいと思います。

福田知事は、医療供給体制の負荷は、依然、危機的な状況と、栃木県の緊急事態宣言延長を国に要請し、政府対策本部は、岡山県、宮城県は解除し、本県を含む19都道府県は9月末まで、緊急事態宣言を延長する方針であります。

県内では、病床使用率が依然として50%を超えており、800人超の自宅療養者、300人超の入院調整中患者がいることから、早急に病床数、宿泊療養施設の増、確保計画の引上げ、即応病床と宿泊療養居室を増やし、極力自宅療養者を減らす対策を講じるように、県に求めていただきたいと思います。

県は原則入院の方針の下、中等症・重症リスクのある軽症者を含め、入院・療養する方針を

進めておりますが、国と厚生労働省に対して、重症以外は原則自宅療養などという方針を、正式撤回するように国に対して求めていると思います。

また、本市の感染症、ワクチン接種の進行状況、今後のワクチン接種の見通しについても、説明いただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 最初に、国と厚労省のほうには、私のほうからも要望させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

感染防止の対策強化につきましては、新型コロナウイルス感染症について、8月20日より国の緊急事態宣言が適用されたところであり、こうしたことを受け、外出の自粛や感染リスクの高い行動を控えるなど、感染症対策の徹底について、防災Infoなすからすやま、防災・行政情報メール、防災行政無線での放送や広報車での広報など、様々な情報伝達手段を活用し、周知に努めてきたところであります。

また、8月12日と8月16日の両日において、烏山庁舎及び南那須庁舎の前で、外出自粛の呼びかけの活動を行ったところであります。また、16日には、末永栃木県副知事にも御参加いただきましたことを、ありがたく思っております。

今後も外出の自粛や、5人以上の飲食・飲酒の自粛、マスクの着用や手洗い・うがいの徹底、そして3密はもとより、密閉、密集、密接のそれぞれについて徹底的に回避するなど、基本的な感染対策の徹底について、市民の皆様に分かりやすいメッセージの発信を心がけますとともに、市役所が率先して感染症対策を実行するよう努めてまいり所存であります。今回は、本当に議員の皆様にも御協力いただきありがとうございます。

次にワクチン接種の進行状況と今後のワクチン接種の見通しについてであります。

60歳以上の接種につきましては、8月中にほぼ接種が完了しております。59歳以下の接種につきましては、8月17日から、混乱を回避するため、年齢区分に応じ、段階的に予約を開始し、8月23日からは、16歳以上の全年齢の予約が可能となっております。

接種につきましては、8月31日より順次実施しているところでございます。12歳から15歳までの子供ワクチン接種につきましては、8月19日から、中学3年生及び基礎疾患のある児童・生徒を対象に、那須南病院での個別接種を開始したところでございます。基礎疾患のない12歳以上の児童・生徒につきましては、9月12日に予約受付を開始し、10月13日から、市武道館の集団接種を実施する予定となっております。その他、要配慮者である妊婦につきましても、接種希望に応じて、個別に対応しているところであります。国が示す11月末までには、接種希望者の接種が終了できるよう実施してまいりたいと思いますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今回のコロナウイルス関係は、ベータ、アルファ、何とかかんとかっていって、何種類も変異株が出まして、今はデルタからミューなんていうような、ワクチンが効かないんじゃないかというようなものまで、出ているような状況でございますので、とにかくそういう感染防止の徹底を進めていただきたいというふうに思います。

そのためには、やはりワクチン接種だけに頼るようなことではなくて、やっぱりPCRや検査キットを含めて、検査の徹底を図りながら進める必要があるのかなというふうに思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

2つ目の質問でございますが、新型コロナウイルスの変異によるデルタ株への移行に伴って、爆発的に感染拡大が若年層に広がっている状況でございます。第5波の感染拡大の中で、感染拡大防止に向けて、さらなる対策が必要であると考えます。どのような対策強化を講じられているのか伺いたいと思います。特に市内小中学校、幼稚園、保育園等における、これは高齢者施設も同じでございますが、クラスターを発生させない感染防止対策を図っているとは思いますが、どのような対策を講じておられるのか、改めて質問するものであります。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市内小中学校、幼稚園、保育園などのクラスターを発生させない感染防止対策についてお答えいたします。

市内における小中学校での感染対策については、県教育委員会より出されている「学校における対策マニュアル」に従い、万全を期しています。特に日常の感染症対策については、小まめな手洗い、教室内での常時の換気、児童・生徒や教職員のマスク着用を重点的に行っております。

小まめな手洗いに関しましては、学校内にウイルスを持ち込ませないために、外から教室に入るときや、トイレから戻るときの手洗いを徹底させ、同時に手指消毒も入念に行っております。蛇口使用時による感染拡大を防ぐため、全ての学校で蛇口交換し、片手でできるような形にしております。指で回さないというんですかね。室内の換気につきましては、窓を開けるなど自然換気のほか、エアコンや風扇機、サーキュレーターといった換気設備を併用することで、十分な対策を取っております。

マスクにつきましては、体育の授業を除いて着用することを指導しております。ただ、学校の教育活動の内容や、児童・生徒の様子、熱中症の健康被害の防止などを踏まえ、臨機応変に対応するようにもしております。マスクに加え、授業中の話合いによる学習形態の見直しや、給食時の席配置を変更するなど、感染防止対策の徹底に努めております。

ほかにも3密を回避するため、学校行事の内容の見直しや規模の縮小、ネットワーク環境を



活用したりリモート通信での行事参加などの対応も取り組んでおります。

昨年度からは、スクールサポート・スタッフが県から各学校に1名配置され、校内の消毒作業などの対応に当たっております。

保育園におきましては、国のガイドライン等にならない、保護者に登園前の検温など健康観察をお願いしているほか、園内においては、小まめな手洗いの励行、手指の消毒、保育室の定期的な換気及び手が触れる玩具、机、ドアノブや水道周りなどの消毒を、適宜行っております。

また、様々な国の支援策を活用することにより、各施設における感染防止対策の強化を図っております。

先ほど、議員がおっしゃられた高齢者施設においては、今までずっとしていた100歳訪問とか、敬老訪問の場合も、外で、玄関で会うような形にさせていただき、内部にほぼ入らないような対策をさせていただいております。各施設とも、強力的に対策をさせていただいておりますことに感謝しています。

引き続き、児童・生徒の感染予防に努め、学びの場の確保に取り組んでまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 特に小中学校の問題につきましては、新聞報道によれば、9月上旬に約80万回分の抗原検査の簡易キットを配布して、小中学校の検査体制の強化を図るというような報道がありました。また、2学期に入りまして、これは文科省だと思っておりますが、校内で感染者が出た場合の濃厚接触者の特定とか、学校の休校とかそういうものの判断に速やかに対応できるように、ガイドラインを示したというようなこともあります。

既に2学期が始まっておると思うのですが、オンラインの指導などを含めて、今、学校の中では、どのような授業形態を進めているのか。部活動なんかもどうなっているのか、説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 現在の小中学校におけるコロナ対策についてお話をさせていただきます。

現在、部活動につきましては、中学校だけになりますけれども、来週、13日から一応時間を短縮して、平日のみ行くと。ちょっと試合等がある部活に対しましては、3連休のうち、あと23日を含めて4日間あるわけですが、休みが。そのうち、2日間は休みにする措置を、活動をしないというようなことで、今、那珂川町と調整を進めているというような段階です。

それから学校では、先ほど、市長からありましたように、3密回避、消毒ということをやっておりますが、ただ、家庭内感染で、無症状の子が学校に来てしまうというようなのは、ちょ

っと防ぎようがないというふうなものもございまして、それについては、先ほどガイドラインのお話がありましたけれども、万が一発生した場合には、本市のガイドラインと県のガイドラインを併せて臨機応変に対応していきたいと、そのように考えております。

それから、現在の授業の状況ですが、30日から、先週の月曜日から始業式を行って、本市は通常登校で授業を進めております。ただ今週、6日の週から、学校によってちょっと進度が違うものですから、タブレットを使った授業を展開しております。昨日の段階で77名の児童・生徒が、自宅で終日授業を受けていると。ただ、保護者の皆さんにはメールで、希望する方には配信をしますけれども、タブレット授業を行いますけれども、ただ、実際に学校に来て授業を受ける場合とは、レベルが違うということは御了承くださいということで、実施しております。

以上です。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 1番、2番に、これはまたがっちゃうかもしれませんが、千葉県で新型コロナウイルスに感染した妊婦さんが、入院できなくて、赤ちゃんが死亡したという痛ましい問題があったわけなのですが、これを受けて、県内各自治体でもワクチン接種の対応を検討されているということで、本市も載っております。那須烏山市は、個別に相談に応じるとか、あるいは、専用の接種枠を設けるなどを進めるということでございますが、これについては、どんなふうに具体的な対応をしていますか。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 既にお問合せをいただいていたりと、里帰り出産ということで戻られている方については、情報をいただきながら、接種はスムーズに進んでいるところでございます。

また、産院で、もう接種が始まるというような情報もございますので、かかりつけのところで、接種を受けられるという方も、これから出てくるのかなというところでございます。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、3つ目の質問でございます。コロナ禍の中で、地域経済低迷の中、経済的理由や家庭の事情などで、生理用品の入手が難しい若年層に、生理の貧困が社会問題となっております。県内の自治体や、社会福祉協議会では、このような状況に鑑み、無償で生理用品を配布する福祉的な取組が実施されていると聞いております。

本市においても、必要な市民や小中学校において、福祉的な配布を実施していただきたいと考えますが、答弁をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 生理の貧困の問題についてお答えいたします。

本市では、生活困窮の相談があった子育て家庭に対し、フードバンク那須烏山から提供を受けて、生理用品を配布しております。

また、本市の要保護児童対策地域協議会で関わりのある児童とその家庭に対しましては、継続的に家庭環境等の状況を確認し、その場面において必要な支援を実施しているところであります。

次に、市内小中学校では、女子児童・生徒の要望にいつでも対応できるよう、保健室に生理用品を準備し、養護教諭や女性教諭が中心となり、サポートできる体制を整えております。経済的な理由や家庭の事情により、生理用品を準備できない児童・生徒がいることを把握した場合は、担任や学年主任、児童・生徒指導担当と校内での対応を検討するとともに、すこやか推進室をはじめ、関係部署と情報共有し、連携を図りながら家庭支援に取り組むこととなっております。

しかし、生理の貧困問題は家庭の経済的事情や、自分の体・性といったとても繊細な内容であるため、子供たちからSOSの声を発するのは、なかなか難しいかと思われまます。児童・生徒が抱える悩みを、日常の観察や、定期的な教育相談からいち早く察知し、適切なサポートができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） とにかく、緊急事態が長く続いておりまして、地域、産業界、観光・飲食業などは大打撃で、そういうところでアルバイトをする学生なんかも非常に仕事がないということで、うちにも帰れないということで、大変な状況にあります。昨日も、青木議員のほうから、そういう非常に困っている学生さんとか、各種学校に行っている方々に支援の手を、私からもお願いしたいと思えます。

そういう中で、とりわけ県内各地でいろいろ取組がやられていますが、特に学校では、なかなかさっき市長がおっしゃったように、そういう話をしにくいということで、学校のトイレにそういうのを配置しているというのも聞いておりますので、県内の各市、進んでいるところの状況を聞きながら、とにかく命に関わる、生命に関わる大事なことで私は考えております。そういうことから、福祉的な配慮をお願いしたいと思うのですが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 議員のおっしゃるとおり、現在、先ほど市長が申しあげましたように、保健室等で対応しているような状況ですけれども、備品等の確保に合わせて、そういったトイレにも置けるようなことも学校のほうと調整しながら、できるような形を進めてまいりた

いとそういうふうに思っております。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） このパンデミックについては、申し上げたいことは山ほどあるのですが、質問をいっぱい出しておりますので、次に移りたいと思います。

次は、この流域治水関連法改正について。これは、ちょっと6月議会でも触れたのですが、私も詳細については分からなかったもので、中身について触れませんでした。今回、質問したいと思います。

国におきましては、本年4月28日に、流域治水関連法が成立いたしました。正式には、特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律ということで、近年の気候変動により、降雨量が増加し、従来の堤防やダムでは対応し切れない水害が多発していることから、河川関係の法律9本を、一括して改正するものであります。流域治水とは、ダムや長大な堤防に頼るのではなく、洪水を河川流域全体で受け止め、被害を最小限に食い止めるというものであります。

改正法律は、1、特定都市河川浸水被害対策法、2、水防法、3、建築基準法、4、下水道法、5、河川法、6、都市計画法、7、防災集団移転促進法、8、都市緑地法、9、土砂災害防止対策推進法、これらの改正であります。国が流域治水に取り組むことは望ましいということで、全会一致でこれは採択されたのですが、現実の治水行政を根本的に変えられるかどうか、これは不透明であります。実際の治水の実効性、有効性は、大いに検証する必要があると考えます。

同法改正による治水対策の改善面といたしましては、第1に、これまでのダム中心に個別に実施していた治水対策を流域全体で実施し、集水区域、河川区域だけでなく、氾濫区域まで含めて実施をする。第2に、河道等の整備による浸水被害の防止の施策を講じる対象が、市街地の進展により困難な地域、これから当該河川が接続する河川の状況、もしくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形、その他、自然条件の特殊性により困難な地域を追加したことは、流下能力が落ちる狭窄部などの地形的条件や、地域性を重視することになると。第3に特定都市河川浸水被害対策法の対象河川が、首都圏の大都市部8水系から、全国の1級河川、都道府県管理の2級河川、市町村管理の準用河川まで拡大したこと。第4に、洪水対策としての利水ダムの事前放流の制度化が挙げられます。

課題といたしましては、各関係法令の改正条文に流域治水が明記されておらず、関係性が不明確であります。ダム建設優先の予算編成ではなく、河川流域全体の整備を進めることが肝腎であります。治水対策推進は、流域住民が参加し、流域住民の参加保証、合意形成を図るべきであります。住民の安全や避難は自治体任せではなく、河川管理者も責任を持って情報を共有し、一体となって取り組む課題であります。ハザードマップは専門家任せではなく、地元を熟

知している地域の声、住民参加で作成すべきであると、こういうような課題があると私は考えますが、改正流域治水関連法に対する、市当局の考え方をお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 流域治水関連法による治水対策の改善面と今後の課題についてお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、流域治水関連法につきましては、九つの関連法を一括して改正する法律の通称であり、本年5月10日に公布され、その一部が、7月15日施行されております。

近年、全国各地で水害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後の降雨量や洪水発生頻度が、全国的に増加することが見込まれております。

このようなことから、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流、下流、本川、支川の流域全体を俯瞰し、国や県、流域自治体、企業、住民など、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の実効性を高めるため、4つの改善策が示されたところであります。

まず1点目は、流域治水の計画・体制の強化、2点目は、氾濫をできるだけ防ぐための対策、3点目は、被害対策を減少させるための対策、そして4点目が、被害の軽減、早期復旧、復興のための対策でございます。こうした改善点を、いかに市内の事業所や住民をはじめとする関係者と情報を共有し、迅速に対応するための体制を構築できるかが、今後の大きな課題となっておりますので、進めていく段階で協力をし、話し合いをもっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことでありますが、2つ目の質問でございますが、国土交通省は、この流域治水関連法改正の目玉の1つとして、利水ダム事前放流の制度化を挙げ、既に2020年4月には、この事前放流ガイドラインを策定しており、一部、事前放流を実施しております。

本市は、那珂川水系に塩原ダムをはじめ7ダム、荒川水系に東西荒川ダム等4ダムがあり、東日本台風時には、この大半が事前放流されたと聞いておりますが、流域治水関連法が改正され、この利水ダムの事前放流が制度化された中で、改めて本市としても、水害防止、洪水対策として、この事前放流が着実に、有効に活用されるように、河川管理者、ダム管理者、流域自治体及び地域住民で情報共有が図られるように、一体となって対策に取り組まれるよう、本市としても調査研究を図って、水害防止、洪水対策を進めていただきたいと思いますと考えますが、答弁をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 水害防止・洪水対策の改善面と今後の課題についてお答えします。

ダムの事前放流につきましては、令和2年4月に、国において事前放流ガイドラインが策定されました。栃木県内のダムにつきましては、同年5月治水協定に基づき、令和2年の出水期から、洪水被害の防止・軽減を目的とし、事前放流の運用を開始しております。

大雨が予想された場合に実施される事前放流は、災害を最小限に抑えることが期待されています。しかし、事前放流したとしても、予想を超える豪雨でダムが満水になれば、緊急放流が必要となり、流域の住民に対する避難指示等の発令が必要となります。

ダム放流の伝達手法につきましては、現時点では、各ダム管理者から関係機関宛てのファクス及び電話連絡に限られているため、職員不在の土日祝日や夜間の事前放流時には、タイムラグが生じてしまい、円滑な情報発信ができないことが懸念されています。このようなことから、従来の手法に加え、メールやSNSなどを活用した、新たな情報伝達の仕組みの構築について、過日、県に要望させていただいたところであります。

本市におきましても、事前放流の情報について、各種情報伝達ツールを活用した迅速な情報発信に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そこで、国のほうが策定をしました事前放流ガイドラインというのを、担当課のほうから取っていただいたのですが、この中で事前放流の目的、これは何といたっても、河川沿線の洪水被害の防止・軽減を図るということでございまして、この事前放流を実施する判断、これはダムの許容量を超える雨が想定されるという場合に前もって流すと、こういうことですね。

一番大事なのは、この事前放流を実施するに当たっての留意点と、こういうことでございまして、河川管理者、ダム管理者、関係利水者、そして関係地方公共団体、これに市も入るわけですが、そういうところと十分な連絡調整、意思疎通、そういうのを図って進めるということなんです。それで、河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、下に掲げる情報を随時共有するという事で、ダムの貯水量と放水量、そして気象情報、それと既存ダムの下流の水位、そして避難準備、勧告、指示と、これらを十分河川管理者、ダム管理者、そして関係地方公共団体の間で、情報を共有して、事故や洪水がないような対策を取ってもらいたいというふうに考えますが、その点について、十分このガイドラインを熟知してもらって、水害のないときから連絡を取っていただきたいというふうに思うのですが、答弁をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 7月7日に、やはりダム管理者の県庁の所管課と打合せ等を行っ

ております。そのときにも事前放流について、市長と所長を交えながら、意見交換をさせていただきました。管理者の県としても、那珂川南部漁業協同組合との意見交換もしながら、要望をいただきながら、事前の周知に向けて取組を行っておりますので、今後もそういった情報共有はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことで、事故や水害がないように対策を進めながら、問題のないように進めていただきたいなというふうに思います。

次に、那珂川緊急治水対策プロジェクトについてお尋ねをいたします。

東日本台風の影響を受けて、国、県、河川沿線の自治体で、那珂川緊急治水対策プロジェクトの整備に取り組んでおりますが、その一環として、下境地区の霞堤の整備に関する説明会が、6月27日に実施され、国土交通省の常陸河川国道事務所より説明があり、下境地区住民関係者、多数が参加したところであります。また、市議会に対しましては、7月16日に同事務所より説明を受けたところでありますが、改めて、住民の不安の声も広がっております。

霞堤は、上流からの浸水を食い止め、下流の切れ目から入水をさせ、濁流を防ぎ、浸水面積は2割程度軽減されるとしておりますが、防災集団移転の個別相談会に参加した方からは、霞堤整備よりも防災集団移転を先にすべきだ。霞堤を最終形にせず、遊水地整備、これを今後の整備の青写真を示してほしいと、このような声が上がっております。

このような不安の声に、市執行部は、どのように受け止めているのかお伺いをするものであります。また、霞堤整備に向けての今後の進め方についても、説明をいただきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 霞堤設置の課題と今後の進め方についてお答えいたします。

霞堤の整備につきましては、事業主体であります、常陸河川国道事務所において6月27日に、霞堤整備に関する説明会を開催したところであり、参加者からは、連続堤の整備や堤防をかさ上げするなどの対策を行い、浸水のリスクを軽減してもらいたいなどの意見を多くいただいたところであります。

霞堤の整備により、令和元年東日本台風規模の降雨であれば、上流部からの越水による洪水被害は防げますが、開口部からは、緩やかに遊水することになりますので、遊水が想定される区域の住民の安全を確保しなければならないと考えております。

市としましては、国土交通省と連携しながら、霞堤の整備と併せて、土地利用・住まい方の工夫を治水対策の両輪として展開し、下境地区の安全を確保してまいりたいと考えております。

また、市民に不安の声があるということではありますが、丁寧に説明をしながら、個別でもい

ろいろ説明をさせていただきました。また、地区別にも、今後、説明会を開いていったりとか、考え方が、いろんな集団移転がある場所とはまた違ったり、霞堤を考えていらっしゃる方と、いろんな問題点がおのおので違いますので、そういう方々と個別に相談をさせていただいたり、お話を聞かせていただくことで進めていきたいと思っております。決して霞堤を先にするという話ではないことだけは、皆さんも理解していただきたいと思っています。集団移転が先、霞堤が先とかそういうのではなく、集団移転をされる住民の皆様の方に寄り添いながら進めていけるように、進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 1の2もちょっと質問があるのですが、2のほうに移りたいと思っております。後で合わせてやりますが。

2つ目は、宮原・下境地区で検討している防災集団移転促進事業につきましては、個別相談会が、8月3日から11日にかけて開催されております。相談会の対象者は、東日本台風で床上浸水以上の被害があった113世帯、下境が72世帯、宮原が41世帯に参加通知を出しまして、これに参加されましたのは62世帯、下境が44世帯、宮原が18世帯とのことであります。

市は住民の意向を踏まえながら、2024年までに移転対象区域や世帯数、移転先のインフラ整備、住宅建設移転のための助成を盛り込んだ事業計画を策定する方針とのことであります。その前提となる対象住民の意見についての合意形成が、何よりも重要であると考えます。そのためのきめ細かな事業説明と、さらなる相談、そして、地元での話し合い、こういうものを重点的に進めながら、事業を進めていただきたいと考えますが、防災集団移転促進事業についての今後のスケジュールと、進め方について説明を求めるものであります。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 個別相談会の参加状況と今後の事業の進め方についてお答えします。

8月3日から開催した、第1回個別相談会につきましては、令和元年東日本台風での浸水被害を確認した世帯であります、下境地区72世帯、宮原地区41世帯の113世帯を対象に実施しました。

参加状況につきましては、下境地区が44世帯、宮原地区が18世帯であり、参加率は下境地区が61%、宮原地区が44%、全体では55%でありました。今回の個別相談会は、昨年度実施したアンケート調査を基に、各被災者の住まい方の意向確認や防災集団移転促進事業の制度説明などを行ったところであります。

被害を受けた方々にとりましては、そこに住み続けるか移転するかどうかは、大きな決断を要することとなりますので、引き続き個別相談会や地元説明会を繰り返しながら、詳しい情報



の提供や、意思確認等を重ねながら、今年度内に安全な住まい方に向けた合意形成を図ることを目標に、取り組んでいることとしています。

これからも、安全・安心な地域を、どのようにつくっていくか、被災を受けた方々だけではなく、地域住民の皆様とも一緒に考えてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

個別相談会の中でも世代で、同じ世帯でも意見が違ふ場合も出てきていますので、それを集約したり、あと地区によっては、早期に移転したいという方もいらっしゃるので、その辺も併せ持ってニーズに応えながら、対応していきたくと思っておりますので、住民の皆さんと一緒に考えてまいりますので、議員各位におかれましても、一層の御理解と御協力をお願ひしたいと思っております。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 6月27日の霞堤整備に関する、河川国道事務所の説明会でも質問がありました。7月16日の市議会に対する霞堤整備の河川国道事務所の説明会がありました。

そこで、私のほうから副所長さんに申し上げたのですが、これが、配った資料ですよ。それで、那珂川が上流から下流に流れるんですけども、ここに霞堤を造るということでありませう。水は、ここから入れて2割軽減を図ると、こういう計画なのですが、ここに那須黒羽茂木線、県道が走っているんですよ。ここはどうするんですかということをおは確認したらば、霞堤は造らないということですよ。ということは、ここからも侵入しますが、この川辺のほうからも相当な量の水が浸入すると。そうしますと、今回の台風19号でも、一番この辺が、天井のはりまで水が来たなどと言っている方もいますが、そういうところに水が直撃するという可能性がある。こういう場合に、ここに霞堤を造らなくて大丈夫ですか副所長さんに言ったら、そういうところは、早めに集団移転を進めてもらいたいというふうに言うんですよ。霞堤を造るのは、国土交通省。しかし、集団移転は市の直轄事業ですよ。ということであれば、こういう箇所ごとに移転を分けて計画をつくって、そして早いものからどんどん進めるという考え方でいいかどうか。その辺については、どういうふうな進め方をいたしますか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 先ほど来からありますとおり、第1回の個別相談会を開催いたしましたして、約6割の方に説明し、要望をお受けできたということがございますので、今後、全員の個別相談をやっていきたくと思っております、それが終わった後に、今度は自治会ごと、川辺地区であれば川辺自治会を対象とした説明会。6地区ありますので、6地区全部説明会を実施し、地元の合意形成が整い次第、その地区ごとに計画を立て、進めていきたくと思っております。ですから、川辺地区につきましては、まとまれば早期移転も推進していきたくと思っておりますので、御理解をお願ひしたいと思ひます。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ここは、那珂川が浸水するだけでなく、解石川の水がここに来て、台風19号のときには、大分周辺で浸水したという話があったんですよね。だから、その辺の両方を考えないと駄目じゃないかなというふうに思うので、そのところは、どんなふうに考えていますか。解石川の内水、浸水というか、氾濫がないような対策というか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいまの御質問でございます。

解石川につきましては、県管理の河川ということでございますので、県道的那須黒羽茂木線、こちらも含めまして、国、県とよく協議しながら、地域の安全・安心のために努力をしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そうしますと、この川辺のところに県道がありますよね。これは、かさ上げするとかそういうのではなくて、あくまでも今の現状に合わせて整備をすると、こういうふうになるんですかね。そして、もしこれが台風19号のような浸水があった場合には、使えなくなりますよね。そのときの対応も、十分考えてもらいたいのですが。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 那須黒羽茂木線につきましては、小原沢地区からのアクセス道にもなっておりますので、かさ上げ等につきましても、相談をしてやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） この防災集団移転の問題でございますが、やはり執行部のほうにいろいろ聞いても、議会のほうで責任を負えるのかなんてというようなことを言われましたので、責任を負わなくちゃならないということで、「防災移転まちづくりガイダンス」というのを取り寄せまして、何人かの議員で、今、勉強会をやっているところでございます。

いずれにしても、これは大変デリケートで、なおかつ、将来に関わる大きな問題でございます。霞堤整備と絡んで進めなければならないと、こういう問題でございますので、その辺、いわゆる下境のコミュニティ、宮原も同じですが、これが破壊されないように、十分理解と納得で進めていただきたいというふうに考えるのですが、その辺は十分大丈夫でしょうか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 大きな話なので、私のほうから答えさせていただきます。

もちろん、コミュニティがなくならないように、そして、地域住民が安心できる場所、そういうものをお互いに考えて、移転する先も協議をしていかなければいけないと思っております。

移転していただくという同意をいただいてから、どの場所がいいのかという相談もさせていただいて、移転先が決まっていくようになると思います。こちらから、ここはどうだというわけではなく、候補はあるかもしれませんが、やはり住民の方々が、一番安心して住め、そしてコミュニティが保てる場所を考えていきたいと思いますので、その辺を、やはり議会の皆さんの中でも、一番アイデアを持っていたり、いろんな御意見もあると思いますので、協議をさせていただいたり、アイデアをいただいて進めていきたいと思いますので、今後とも御指導のほうをお願いしたいと思っております。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 8月26日付の朝日新聞では、下境地区の自治会長さんが、霞堤を造っても県道は冠水するため、避難所をどこにつくっていいか分からないと。防災計画もつくれないと。しかし、霞堤を造ることは理解しているので、これは遊水地の一環なんだということで、河川国道事務所のほうには、地元自治会は要望しているんですよね。これは、遊水地整備の一環でしょうと。そうですと認めているんですよ。だから、その辺を役場のほうが、国のほうでお金がかかるから、今度のプロジェクトには遊水地は入っていませんよ。だけど将来にわたって、烏山にダムを造らないわけですから、これは遊水地というのが、国の計画の案に載っているんですよ。下境遊水地と。そのところは、遊水地の一環で、これはプロジェクトだけど進めるんだよということだけ確認したいのですが。それを市のほうでも十分に分かって、そして進めないと、要するに今度のコロナと同じで、そういうような負の負担はするけども、補償はちゃんとしてねという流れに行かないと思うので、そのところはどうでしょうか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 十分に国とそれは、協議させていただきたいと思っています。霞堤と水害に対しましては、河川法なので、国交省の結局、常陸河川国道事務所のほうで対応していただいておりますが、集団移転に関しましては情報も私たちも少なく、今、国に対して、要望活動を、やはり重点にさせていただきたいと思っていますので、その辺を強化させていただくためにも、密に国と県と連携を取らせていただきたいと思っています。県道の話も、やはり国だけの話ではなく、私たち地元が一番関わり合いのあることなので、県との協議の場を、より一層設けさせていただいて、進めていきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ぜひ、将来の遊水地整備。もう今現在が遊水地になっちゃっているんだけど、茂木町の部分は狭いんですから、その分だけ、この烏山で水を受け止めなくちゃならないからね。そういう遊水地を整備するということで、進めていただきたいと思います。

4番目の質問でございます。市内にヘリポートを増設していただきたいということで、近年、

本市においてもドクターヘリや、防災ヘリが来ておりますが、これらの市内のヘリポート、ヘリ発着場の設置件数や、離発着場所の状況をまず伺います。安心・安全な市民生活を守るために、市内のヘリポートの増設を進めながら、助けられる命を確実に救えるような体制を進めていただきたいと思いますのですが、答弁をお願いします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市内のヘリポートについてお答えいたします。

現在、市内におけるドクターヘリの離着陸場は、20か所でございます。また、防災ヘリの離着陸場は、4か所でございます。

市内ヘリポートの増設につきましては、那須烏山消防署や那須南病院を所管する南那須地区広域行政事務組合と調整が必要となることから、関連機関との連携の上、検討してまいりたいと考えております。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 残念ながら、久保居議長もああいふ不慮の事故がありまして、4時半に救急車を呼んで那須南病院に行き、ドクターヘリを呼んだんだけど、那須南病院ではドクターヘリ離着陸場がないために、消防署まで逆輸送したと。10時半にドクターヘリに乗ったという話でございますが、いずれにしても、もう一刻を争うそういう安全体制をつくっていただきたいと思いますので、整備のほうは、十分検討していただきたい。

七合中学校の跡地はヘリポートだったのですが、太陽光パネルを並べたためになくなったと。こういうことで、どんどん減っちゃっては困りますので、その辺も、十分そういう関係各団体で協議をしながら進めていただきたいと思います。

5番目の質問でございます。道路案内の増設について質問をいたします。

市内地域の県道・市道の交差点付近に、地域の案内板や、進路案内を増やしまして、走行車両や他地域からの訪問者に分かりやすいまちづくりを進めていただきたいと思います。これは、どこにもということじゃなくて、そういうので困っているところを進めていただきたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 案内標識の増設についてお答えいたします。

道路案内標識は、道路利用者に目的地あるいは通過地点の方向・距離などの情報を提供するために、欠くことのできないものであります。

現在のところ、主に幹線道路との主要交差点に案内標識を設置しておりますが、小規模な交差点につきましては、簡易的な案内標識を設置してある箇所と、していない箇所が混在しております。

自治会長等から要望を受け、簡易的な案内標識を設置しているところであります。しかしながら、全ての交差点に標識を設置するには、多額の費用が必要となりますので、地域住民や自治会長からの要望も踏まえて、必要性を考慮しながら設置をしまいたいと思いますので、ぜひとも情報としていただきましたものは対応していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 特に私どもが住んでいる中山間地域のほうでは、道路を、どこに行けば街のほうに出られるのか分からないというような御指摘を受けたりもするので、地元自治会と十分協議しながら、必要などころには要望して作っていただくということで進めたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（渋井由放） 以上で17番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を13時10分といたします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時10分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、8番滝口貴史議員の発言を許します。

8番滝口貴史議員。

〔8番 滝口貴史 登壇〕

○8番（滝口貴史） 議場内の皆様、こんにちは。8番滝口でございます。渋井議長より発言の許可をいただきました。

本定例会では、大項目3項目で質問をさせていただきます。学校教育について、熊田診療所の在り方について、AEDの設置状況と救命講習受講状況について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） まずはじめに、学校教育について質問をさせていただきます。

国が推進するGIGAスクール構想により、本市においても、令和2年度にタブレット端末が導入されたと思います。タブレット端末の利用状況について、教育長に伺います。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） タブレット端末の利用状況についてお答えいたします。

GIGAスクール構想に基づきまして、本市でも学習者用のノートパソコンと、指導者用の

ノートパソコン、合わせて1,786台を導入いたしました。令和3年度より各学校におきまして、授業等で使われております。

議員御指摘の利用状況についてですが、小中学校ともに、1学期中に全ての児童・生徒が、学習活動において使用したと報告が上がっております。

当初、小学校の低学年においては、まだキーボード操作に慣れていない児童も多いため、利用を進めていくに当たって不安の声も多く聞かれましたが、むしろ積極的に授業に活用されたことにより、キーボードの操作をしなくても、子供たちだけでスムーズに使いこなしている様子がうかがえました。

また、指導する先生方も、校内研修や実際の授業を通して効果的な活用場面を模索するなど、ICTを活用した授業力向上に努めております。

2学期には、ICT先進地への視察も計画しておりましたが、若干、このコロナの状況で、延期するというようなことで、今月中に小中、別の日程で実施する予定でしたが、一応、相手方と協議した結果、11月以降に、できれば実施するというようなことになっております。

さらに、ノートパソコンがより効果的に活用できるよう、今年度、大型モニターを各学校に設置いたしました。各小中学校において、大型モニターを全ての普通教室に設置したことで、ノートパソコンによる個別学習と、大型モニターによる一斉授業といった、それぞれの良さを生かした学習活動が進められております。

今後は、新型コロナウイルス感染症による臨時休業なども想定した上で、各家庭の持ち帰りや、家庭学習における利活用の準備も進めていかなければなりませんけれども、ちょっと前に書いた答弁書ですので、もう既に先ほどお話ししたように、細かい数字は課長のほうから、私の先ほどの答弁の訂正も含めてお話ししますが、既に現在、全小中学校でリモート授業を実施しているというような状況でございます。

これからも、保護者の皆様の御協力を得ながら、効果的なICT機器の学習活用について検討してまいりたいと思っておりますので、また御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 私も、まだ中学生の娘がいるものですから、今週の月曜日からだっただと思うのですが、希望者にはタブレット端末を持ち帰らせて、学校の授業を、そのまま普通の授業をやっているのを映して、家で見てもらうという授業が始まったと聞いております。

現在、その希望者というのは、先ほど、教育長は77名と言ったと思うのですが、実際の話は、何名ぐらいおられるのでしょうか。お願いします。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 先ほどの数字の件ですけれども、7小中学校で、合計で69名でございます。小学生で58名、中学生で11名が、現在、オンラインを希望してタブレットを持ち帰っているわけでございます。

それと、先ほど教育長のほうから答弁があった内容なんですけれども、こちらに関しましては、コロナ関連で現在欠席をされている児童・生徒、この数が78名ということで、御理解いただければと思います。

以上、訂正を併せて答弁とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） それでは今、78名がコロナ関連で、学校へ来なくても出席停止にならない。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） コロナ関連で学校に登校しないというのは、出席停止扱いにしております。出席ではありません。ですから、登校しなければならぬ日数が、ほかの子より少なくなるということです。

以上です。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） それは、忌引きと同じような感覚でよろしいんでしょうかね。忌引き。（「そうです」の声あり）はい、了解しました。

それで、今、実際に69名の方が、今週から始まったばかりで、まだどのような状況かというのを把握していないと思うのですが、その中で、前もタブレットに関して、こういう持ち帰りの準備をどんどんしてくださいという話をしたと思うのですが、そのとき、家庭環境でWi-Fiがないとか、そういう話もありましたが、今はそれは大丈夫なのでしょうか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 現在、確認を進めているところなのですが、先ほど課長のほうからお話し申し上げましたように、実際に学校に来ていない児童・生徒、それから、タブレットでの授業を受けている生徒に開きがあります。この子たちは家にはいますけれども、タブレットによる授業を受けていなくて、自分で自学自習しているというような形になっておりますので、それについて、個々の生徒について状況を確認するとともに、課題等をきちんと渡して、回収して指導できるような体制を、今年の3月、4月、5月の頃につくり、家庭訪問を含めて実施するように指導していくこととしております。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 先ほど、今月は本当は先進地に視察に行くという話だったようですが、

残念ながら、緊急事態宣言も延長されそうなので、無理そうなので、11月以降に変更になったという。今、答弁があったと思うのですが、実際に先進地は、前に言っていた真岡地域に行く予定で、これは、各小中学校の先生が、どのぐらいの人数が行く予定だったのでしょうか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 小学校で1校2名、中学校で、これは確定していませんが、3名か4名というふうな形で考えております。平日に行きますので、学校の授業その他に支障がない人数ということで、小学校と中学校、別々に行くようになっています。よろしくお願ひします。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） そのときに、前の質問でお願いしたと思うのですが、学校でICT担当の専任教師というには、今はいるわけですか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 学校の中の校務分掌として、そういった者を設置しているところはありません。ただ各学校に、やはりそれにたけている教員がいますので、その教員を中心にやっていると。もちろん学校の中で、あなたをICT担当にしますよと、そういう形でやっているとところもありますので、いずれにしましても、一番ICTにたけている教員を中心に、各学校とも、現在は動いているという状況です。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 先ほど、最後の答弁の頃に、大型モニターの話が出たと思うのですが、大型モニターというのは、テレビですよ。テレビみたいなので、でっかいのを各学校に、どれぐらい今は設置してあるのでしょうか。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 設置につきましては、全クラスに配置しております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） それを利用して、今は教材も使って授業をやっているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） はい、そのとおりでございます。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） ICTについては、じゃあこの辺にして、次の質問にさせていただきます。



6月定例会におきまして一般質問させていただいた、本市の小中学校の施設の将来像についての進捗状況を、お願いをいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 小中学校施設の将来像の進捗状況ということですが、進捗状況については、特別大きな前進があったということではございません。

ただ、あのときに申し上げましたように、現在進行しているコミュニティ・スクールを母体とした、烏山中学校区の小学校3校、中学校1校、そして南那須中学校区の中学校1校、小学校2校というようなグループで、9年間を通した小中一貫教育をさらに充実させて、目指していくというような、そのコミュニティ・スクールが、将来的には、今は形を変えてどのようになっていくかというのは、ちょっとここでは明言は避けますけれども、そのグループ分けが中心になって、今後の将来的な小中学校の施設の将来像というようになるかと思えます。

併せて、先日、議員全員協議会の際に御報告申し上げました、境小の小規模特認校というような形の小規模校のてこ入れと、また、少人数教育の充実ということも併せて進めていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 前回の6月議会で、教育長が、学校再編整備に関する答申をいただきましてという形の、そこの部分をちょっと読ませていただきますね。前回の答申をいただいてから8年が経過し、児童・生徒の減少が進んでいることから、令和3年度中に学校再編検討委員会というものを立ち上げて、学校再編整備に関する答申をいただいた上で、学校の適正配置や、学校の再編の具体的対策について検討を行いますという答弁をいただきましたが、境小学校の、この前、8月20日の教育委員会で、小規模特認校を決定したというものを議員全員協議会で説明いただきましたが、この学校再編検討委員会というものは、なぜつくられなかったのでしょうか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 私の答弁が、ちょっと先走り過ぎたという状況なのですが、正直なところを申し上げます。学校再編検討委員会というのは、前回の荒川中学校と下江川中学校の統合のときも、やはり検討委員会ですので、先に学校再編ありきではないんですね。なおかつ、前回の統廃合の検討委員会の申し送り事項といいますか検討の中で、前回申し上げましたように、複式学級が2年続いたりというふうな条件がありますので、今年度中に、まだ複式学級化が決まっていないのに、再編検討委員会というふうな名前を出してしまったのは、ちょっと私の先走りで、大変申し訳なかったと思っております。今後、小規模特認校も含めて、様子を見

ながら、やはり複式学級がやむを得ないというふうなことが何年か続けば、これはやはり再編検討委員会を立ち上げて、検討していかなければならない。また、地元住民の方の意見その他を聞きながら、方向性を定めていくという状況になると思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 学校再編検討委員会という言葉は、先走り過ぎたということもあるかもしれませんが、教育委員会だけで決めた小規模特認校というのは、私はちょっと納得していないんですね。できれば、コミュニティ・スクールの方とかにも諮って、そういうふうになったとかそういう理由だったら分かるのですが、これは教育委員会だけで決めた話ですね。間違いないでしょうか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 特別、学校運営協議会で、話はしたことはございません。一部、保護者その他には、このような方策も考えているんだというような、そういう話をしたときはありますけれども、制度的にそのような形の話をしたことはありません。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） やはり、少子化している中で、境小学校のPTA役員とか役員さんとかにも、これは小規模特認校というのは、諮った経緯はありますか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 校長先生から、PTA会長・同窓会長には、お話ししていただきというふうな話はしております。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） それでは一般の生徒には、全然、父兄には伝わっていないという理解でよろしいでしょうか。事あるごとに、文書で配ったかもしれませんが、そういうふうになるよというのは、どういう形で保護者等々には伝える予定でしょうか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 保護者説明会を、今月の後半に実施する予定です。それから来月のお知らせ、その他で、このようなこととなりますというふうな文書での配布、それから、幼稚園、保育園の年長さんといいますか、来年小学1年生に入る子供たちの保護者に対する連絡もしなければなりませんので、そういった文書配布で、今後は理解というか、お知らせをしていくという形になります。

実際問題として小規模特認校というのは、境小学校以外の人たちに対する話が、実際問題として、そちらが対象になってしまいますので、境小学校の子供たちや保護者からすると、転校

生が入ってくるというような状況の理解になってくるので、その辺については、まずやはりいずれにしても、境小では保護者説明会を今月下旬に実施すると。日程については、今、校長と調整中というふうな状況です。

以上です。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 前回は質問させていただきましたが、公共施設等総合管理計画の中で、境小学校の方針の中で、大規模改修または統廃合の両面から検討いたしますということで、境小学校を今のような学校にする、向かっていくということは、大規模改修を行うということでしょうか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 小堀議員からも、30年を念頭に置いたというふうなお話で、統廃合が目前だから、30年から排除するというふうなお話ではありませんというふうな答弁をさせていただきました。ただ、統廃合をしないで済むようにというか、小規模特認校にしまして、やはり来るか来ないかは、これは分かりませんのでね。先ほどの、滝口議員が私の答弁を読み上げたとおり、やはり大規模改修を完全に30年ではなくても、ある程度、手直ししながら、それから場合によっては統廃合も、当然、頭に入れておかなければなりませんので、それはその答弁のとおり両方を見極めながら進めていくということに、その答弁と今も同じです。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） じゃあ、複式学級にならなければという形で、来年度に入っていて、境小学校以外の方から、小規模特認校という形で、境小学校にほかの地域の小学生が通っていただけるという形で、その方の通学に関しては、どのように考えているのでしょうか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 現在のやり方ですと学区外からの通学については、保護者が学校まで乗用車か何か、またあとは定期的なバスがあれば別ですけれども、ほぼ、保護者が責任を持って登下校を行うというような状況になっています。ただ今回は特認校という、こちらで指定していく形になりますので、完全にこうしますということではないのですが、境小学校に行く烏山大橋、それから下野大橋の若干西側、烏山小学校区のほうに1か所バス停を設けて、そこに集まってもらうような形で送迎を考えたいと。ただ、烏山大橋の場合には、そこを歩いていくスクールバスは、その後、横枕からずっと回ってきて、学校に行くのに1時間ぐらいかかっちゃいますので、そちらのバス停を利用する場合には、現在のレインボーハウス辺りで降りて、歩いていってもらうというようなことを、今考えてはいます。

以上です。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 了解しました。それで、ほかの市町村の話は、僕はあんまりあれなんですけど、他市町で、子供たちの送迎のために、タクシーを使っているような話も聞いたのですが、そういうことはないですね。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） お隣の町で、子供たちの3分の1以上ぐらいが、他学区から来るといことで、そのうちの何割かが、40人近くがタクシーで朝晩送り迎えというような状況はあるようですが、予算的に数百万円かかっているというような状況ですので、本市としては、そのような制度を取るつもりはありません。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 了解しました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。熊田診療所の在り方について質問をさせていただきます。

今日の午前中にも、相馬議員が熊田診療所について質問をしましたが、私はちょっと別の観点から質問をさせていただきます。

熊田診療所は、地域住民の医療の普及を図り、公衆衛生の向上及び健康の保持・推進に寄与することを目的として、設置されています。新型コロナウイルスから市民を守るワクチン接種事業に、従事しているかどうかを伺います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 熊田診療所の在り方についてお答えいたします。

熊田診療所は、先ほど、相馬議員への答弁で説明したとおり、僻地診療所として、医療機関のない下江川地区の医療体制の確保を図るために開設された経緯がございます。

御質問の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、予防接種法第29条の規定により、第一号法定受託事務として、市が処理しなければならない事務となっております。熊田診療所の中では、准看護師が南那須医師会主催のワクチン接種研修会への参加や、集団接種業務に従事していることが今の現状であります。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） ということは、医師は従事していないという確認でよろしいでしょうか。市民課長でよろしいです、これは。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） お答えいたします。

現在のところ熊田診療所、有我所長については、従事をしておりません。

- 議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。
- 8番（滝口貴史） 再質問で、ちょっと大前提のことを質問させていただきます。熊田診療所のドクターの身分は、地方公務員でよろしいのでしょうか。
- 議長（渋井由放） 佐藤総務課長。
- 総務課長（佐藤博樹） 本市の診療所医師については、医師としての資格を有する地方公務員、本市の職員でございます。
- 議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。
- 8番（滝口貴史） 地方公務員であれば、一般的に医師の上司というのは、誰に当たるのでしょうか。
- 議長（渋井由放） 大谷市民課長。
- 市民課長（大谷啓夫） 診療所につきましては市民課所管の施設になりますので、直接の上司としては、私、市民課長になるかと思えます。
- 議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。
- 8番（滝口貴史） これは、国が行っている国策なので、個人の観点で、それはワクチンをやらないほうがいいのか、そういう話の次元ではないと僕は思うんですね。ドクターが、要は医療業務というか、集団接種をやらないというのは違反だと思うのですが、そのことの考えをお願いします。
- 議長（渋井由放） 佐藤総務課長。
- 総務課長（佐藤博樹） 違反であるかどうかといったところになりますと、素直に違反であるというような言い方は、ちょっとできないかなとは思いますが、どのような職務命令、そういったものを発しているか、そういったところを総合的に見まして、そういったところについては、判断していくことになるかと思えます。
- 議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。
- 8番（滝口貴史） 医師もこの職員になったときには、会計年度任用職員もサービスの宣誓というものをしていると思うのですが、医師もしているのでしょうかね、これは。
- 議長（渋井由放） 佐藤総務課長。
- 総務課長（佐藤博樹） 職員であれば、サービスの宣誓というのは、公務員になるためには前提条件になりますので、行っていると思えます。
- 議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。
- 8番（滝口貴史） 那須烏山市の例規の中で、サービスの原則、職員は住民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等上司の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならないとあります。サービスの宣誓をしているの

であれば、個人的なことを、だから言葉を悪く言えば、課長が仕事に来ないで放っぼり出しているのと、僕は一緒だと思うんですよ。医師会に頼んで公務員がやっていないというのは、おかしい話、本末転倒な話になっているんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） ワクチン接種だけを取り上げていけば、そのような見方もできるかと思いますが、診療所の運営そのものが医師としての職務でございますので、そういったものに関しては、しっかりと対応していただいているというふうに認識しておりますので、ワクチン接種業務には、先ほどの市長の答弁のとおり、接種業務そのものには従事していないという状況でございます。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） ワクチン接種は、国の国策でやっているんですよ。それで先ほど、市長が最初に答弁しましたが、予防接種法第29条の規定によりという、国がという形でやっているのです、市が処理しなければいけない事務ということで、市職員ですね、皆さんも従事していると思いますが、ほかの課の若い職員からベテランの職員まで従事しているんですよ。それを、医師としての立場でなくてもいいから、お休みの日に、本当は医師としての立場でいいから出てきていただきたいですけれども、例えば案内をやったり、医師としての業務じゃなくてもできるわけだと思うんですよ。極論でいえば。にもかかわらず出てこないというのは、どういうことかと思うのですが、いかがでしょうか。市長にお答え願いたいと思うのですが。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 先生のいろんな意味での持論がありまして、なかなかそれが、こちらでも要望させてもらって、手伝いはできるかという話もさせていただいていますが、今のところ、なかなかそれが通らなくて、私たちもちょっと苦慮しているところがあります。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 今日午前中の相馬議員のときの質問で、毎年赤字という言い方が正しいのか分からないけど、一般会計からの繰入れが、もう大分続いていると思うんですね。そういう中で、下江川地区、唯一の医療機関というのも分かりますが、いろいろなことを考えて進めることも。要は昔、今現在ある林田医院さんは、もともと市の診療所でした。林田先生のように独立していただいて、自分で稼いでいただくという形も考えるべきではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） そのようなことも、今までの経緯の中ではありました。医療機関がないということで、こちらから頼んだ経緯もありますので、その辺は十分に先生と協議をさせて

いただき、考えていきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 厳しい言い方かもしれないですけど、先生の給与というのは、前も質問しましたけど2,000万円を超える、多額なお金ですよ。そうすると、言葉を少し選ばなくちゃいけない話なのではないでしょうか、新採の職員であれば、例えば、高校を卒業した新採の職員であれば、6人か7人の新しい職員を雇えるぐらいの額を持っているわけですね。ですから、そういった意味も含めて、本当に自助努力というのが足りな過ぎると思うんですよ。ですから、今こういったことがあって、市民から、いろんなところからそういう話が出ているというのは、先生にこの前、市民課長がお話をしてきたという話も聞きましたので、ちょっとこれで考えが改まらなければ、やっぱりちょっといろんなことを考えなければいけないなど、私は考えております。ですから一般会計からの繰入れ、要はそこに先生の給料を払っているようなものなので、そういうところの縮減からも、先生自ら、今はこういう状態なんだという話を、出てこないんだったら、そういうことも条件等々に入れなければいけないかなと私は思います。いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 少しずつ、その辺も検討させていただいて、進めていきたいと思えます。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） ぜひ、よろしく願いをいたします。下江川地区、確かに唯一の医療機関ですが、これだけ車社会が発達して、今は日にならすと、多分10人程度ぐらいの患者しかいないと思うんですね。それも私の周りでは、正直なことを言うと、熊田診療所に通っているという人は、現在は知りません。

私の祖母が、今年の3月か4月に那須南病院に入院したのですが、そのときに、主治医だったので熊田診療所にまず行きました。そしたら、皆さんも今はよく分かると思うのですが、酸素飽和度が89だったんですね、おばあちゃんがね。89なのに、家に帰って寝てなっていて帰されたんですよ。もうそれから私は、ちょっとすごく不信感になってしまって、その後、那須南病院に連れていったら、即入院という形だったので、ちょっと私の中で医師としての不信感もあるので、すみません、個人的なことも含めて、ちょっと在り方について、前々から思っていたことを、今述べさせていただきます。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。AEDの設置状況と、市職員の救命講習の受講状況について質問をいたします。

AEDの設置の普及が高まっているが、市内における設置状況及び地域間格差について伺い

ます。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） AEDの設置状況及び地域間格差についてお答えいたします。

AEDの公共施設への設置状況につきましては、現在、庁舎をはじめとした全ての行政財産施設に設置済みであり、小中学校につきましては、部活動中や学校開放時の使用も想定し、体育館にも設置しております。そのほか、高齢者ふれあいの里事業を開設した自治会公民館等にも設置を進めており、延べで68台を保有しております。なお、設置場所につきましては、市のホームページへ掲載し、広く周知を行っております。

一方、民間事業所等の設置状況につきましては、令和2年1月に、市内のスーパー、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等、多くの人が利用すると思われる施設27か所に対して意向調査を実施しており、そのうち18か所から回答をいただき、既に設置している所が2か所、設置予定なしが12か所ございました。残り4か所については、条件が整えば、設置を検討するという回答でありましたが、設置に当たっては、使用できるスタッフの育成や定期的な講習の受講が必要となり、アルバイト等のスタッフの入れ替わりが多い施設については、難しいのが現状であります。また、設置費用や維持管理費、設置場所の環境整備等の負担が大きいことも課題となっております。

議員御指摘のとおり、AEDを備えた公共施設や民間事業所がない地域が点在しており、地域間格差が生じているのが現状でございます。まずは、緊急時の実際の利用状況を考慮し、高齢者ふれあいの里事業を新規に開設いただく自治会を増やし、自治会公民館等にAEDの設置を進めていくことが、有効な対策の一つであると考えております。

AEDの設置状況につきましては、民間事業所等に設置されるものも含め、「市内AED設置マップ」としてハザードマップ上に地点ポイントを掲載するなど、市民に広く認知されるよう、分かりやすい情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） おおむね、僕はこれが2回目の質問だと思うのですが、五、六年前に一度した質問だと思うのですが、そのときよりはもちろん増えておりますし、いいかなと思います。やはりでも、今、民間施設という話が出ましたけど、民間施設に置いていただいても、民間施設だとやっぱりいろいろな問題があると思います。例えば、公共施設であれば、言葉を悪く言えば、ガラスを割って入っても犯罪にならないかもしれませんが、民間施設だと、そういうわけにはいかないと思います。今、自治会等の公民館等にAEDの設置をという話がありましたが、有効な対策の1つという形で言っていたのですが、やはり、自治会長さん等に理解を



求めて、地域間格差をなくすのには、やはり、高齢者ふれあいの里事業があるなしにかかわらず、設置していただくようお願いをすることはいかがかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かに、いろんな公民館、自治会館に設置するということが前提だと思っております。ただ、高齢者ふれあいの里事業の活動とかで、公民館を利用している頻度が高いところに、まず重点的に設置を進めていますので、なるべくそういう条件が整いましたら、随時進めていくように努力していきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） ぜひとも、少しでも多くのAEDを、地域間格差がないようお願いをいたします。

また、民間等に設置されているものを含め、市内のAEDマップという話が最後に出ましたが、例えば、市境や県境に本市は接していますよね。そういうところは、隣の市町村で近いところなんかもあるかもしれないので、ぜひともそういうところも調べて、近くも一緒に載せていただけるとありがたいと思います。五、六年前の話も言いましたけど、私どもの志鳥地区なんかは、那須小川ゴルフクラブのほうは、はっきり言って近いとか、さくら市にある、ベルセルバカントリークラブのほうは近いとかそういうところもありますので、本当に他市町村にもちょっと御協力いただいて、そういった公共施設、ここにもありますよというのは、一緒に載せていただければありがたいなと思います。

最後の質問に移らせていただきます。市の職員の救命救急講習の受講状況について質問を伺わせていただきます。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市職員の救命救急講習の受講状況についてお答えいたします。

本市では、新採用職員の研修の一環として、平成9年度から、普通救命講習を実施しており、これまで延べ123名の職員が受講しております。那須烏山消防署の主催により講習会が開催される際は、積極的に受講を促すとともに、大型イベントの開催時には、消防署の連携協力の下、スタッフとして従事する職員向けの講習会も開催してまいりました。これらの取組により、大半の職員が救命救急講習を受講しております。

現在のコロナ禍においては、例年どおりの講習会の開催は難しい状況にあります。今後、感染拡大防止対策を行った上での講習会が開催できるよう、消防署とも調整し、引き続き多くの職員が救命技能を習得できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 今、市長の答弁で、コロナ禍なので、最近はできていないという答弁

だったと思うのですが、私は逆に、コロナ禍だからこそやっておかなくちゃいけないのかなと思うんですね。私らも神社会で何年か前に、もう五、六年前になると思うのですが、宇都宮市の消防署の方に来ていただいて、講習にも何種類かあって、みっちりやって青いカードで3年間有効というカードを私は頂きました。でももう3年たっているのに、実際にそれは有効なのか、有効じゃないのか分からないのですが、講習会をやれば、今は普通免許を取るときには、結構やらされるので、教習に通った方なんかはやっていると思うのですが、やはり本当は職員といわず、全員がやるべきだと思うんですね。市民全員という形が。どんな形でもいいですから。私どもは仕事が仕事なので、普通の格好じゃなくて、わざわざ動きにくい白衣、白服を着てやってくださいって言われたんですよ。やはり、ふだんから着ている服でやっぱりやらないと意味がないと言われたので、そういったことも含めて、ぜひとも新入職員だけでなく、皆さん方もやっぱり3年も4年もたつと忘れてしまいますので、救命救急講習を研修の一環で、ベテランから皆様までやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 確かに研修は、ほぼ受けているのですが、やっぱり何年かたつと忘れてしまうということも当然あるかと思いますので、そういったまた振り返りの研修も含めて、研修の一環として、こういう救急救命、AEDの講習については検討してまいりたいと思います。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 今、AEDの講習なんかは、本当にコロナ禍なので、どこも何でもコロナ禍なのでという形でできないのがあれなのですが、これも2年ぐらい前の質問だったと思うのですが、那須南病院の職員で、高根沢町から通ってきている職員がいて、この方がPUSHプロジェクトといって、要するに幼い子供の、小学生の埼玉県で亡くなった方のあれから始まった運動なのですが、要は小学生でも、誰でも使えるような運動をしようという形で、その方が特に高根沢町を中心として、それに高根沢町というか、塩谷広域消防が協力して今やっているんですね。ぜひともそういうことも含めて、子供たちへの教育も含めて、AEDの普及・啓発というのをやっていただければと思うのですが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 教育委員会としまして、昨年、B&Gのプールのほうを、市のほうで運営するということになりましたので、教育委員会の職員は全員、昨年、私も含めて講習のほうを修了しております。先ほど、課長のほうからありましたように、忘れてしまう、私も随分、呼びかけの後、何秒だっけなんていうふうなことがありますので、そういったことで、繰り返しの研修等をやっていきたいと思います。

○議長（渋井由放） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） ぜひとも、先生も含めて、生徒の皆さんにもやっていただくようお願いをして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（渋井由放） 以上で8番滝口貴史議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開を14時10分とします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、2番興野一美議員の発言を許します。

2番興野一美議員。

〔2番 興野一美 登壇〕

○2番（興野一美） 議席番号2番興野一美と申します。渋井議長より発言の許可を得ましたので、これから、太陽光発電施設関連に対しまして、質問席より質問させていただきます。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） それでは質問いたします。太陽光発電施設と防災について質問いたします。

まず、本市に太陽光発電施設は何か所設置され、面積はどのくらいあるか。また、そのうち山林に設置してある箇所数と面積を伺います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 太陽光発電施設の設置状況についてお答えいたします。

太陽光発電施設については、令和2年度までは、都市計画区域内であれば、3,000平方メートルを超える整備事業、そして都市計画区域外であれば、1万平方メートルを超える整備事業を土地利用事前協議の対象とし、法令等に基づき、協議・指導を行ってきました。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートした、2012年7月以降から令和2年度末までの間、事前協議を終了した太陽光発電施設は35件であり、現在稼働している施設の総面積は287万9,036平方メートルに及びます。そのうち、203万696平方メートルが、地目上での山林に設置する申請内容となっています。なお、事前協議の対象面積に満たない太陽光発電については、把握しておりませんので、すみません。

また、今年4月1日から、土地利用適正化条例に基づき、1,000平方メートル以上の太陽光発電施設も事前協議の対象となりましたが、今年度は、事前協議の対象となる太陽光発電施設の申請はない状況でありますので、御理解願います。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） それでは、東北地方のブログがちょっと載っていましたので。「業者は日本名を名乗っていても、実態はみんな外資だ。できたばかりのメガソーラーだって、どんどん転売されていく。2年もしたら、別の会社の事業になっている。もうどこの会社の事業か分からない。転売合戦だ。どんどん転売して、どんどんもうけていくんだ。東北の山は、外資の餌食になっている。自然再生エネルギーが、自然を大破壊していく。何とも皮肉なことである」とありました。

それで、この山林に設置してある203万平米って、203町歩ですよ。それで、そのうち外資系企業があるかどうか。または、転売されているところがあるかどうか、分かりましたらお願いします。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 転売等の情報は、私どもで把握はしておりません。申し訳ございません。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） これは、届出義務がないから把握できないとか、実際に外資系企業がないとか、転売がないとかっていうことになるのでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 外資系かどうかという部分は、我々は事前協議の窓口でもありますから、ちょっとその辺は、私のほうで今は把握しておりませんので、もし分かれば、後でお示ししたいと思います。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） それで転売の場合は、届出とかそういうのというのはあるのでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） やはり同じく、転売のその辺の状況も、私のほうではちょっと把握しておりませんので、申し訳ございません。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 興野に、山林ではなかったんですけども、農地でもなかったのかな。何年か前にできたところは、もう転売されたというのは間違いないところがあるので、やっぱりそういうのって、市に対して何の届出もないのかなと思うんですけども、そうなのでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） やはり私どもの窓口のほうには、届出等はございませんので、申し訳ございません。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） これは、固定資産税とかそういうほうからは出ては、なかなか把握できない、税務課長がいないので、わからないでしょうけれど。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） そうですね。税務課の情報を調べないと、分からないのかなと思っております。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 分かりました。じゃあ、違う観点から。

市長が先ほど言われたように、2012年度から固定価格買取制度が導入されて以降、加速度的にソーラーパネルが増えてきたと。この太陽電池に使用する太陽光パネルは、製品寿命が25年から30年とされています。そのため、開始後に始まった太陽光発電事業は、2040年で終了とありますけれども、その際、太陽光発電施設から太陽光パネルを含む、有害物質も含む廃棄物が出ることが予想されます。コストのかかる廃棄処理を行わず、パネルが放置される可能性があり、また、他の土地に不法投棄されるのではないかという懸念がありますが、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） いろんなところで設置に関する指導、あるいはその後の運営に関する指導を、指導でしかないんですけど、そういったものが出ております。

本県においては、太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針がございまして、一般的な指導になりますが、その中では、設置についても計画的に設置をするだけでなく、撤去についても計画的な撤去をし、処分費用を確保すること、それを、事業終了後は実施をしていくことというような指導がなされております。今現在、各市のパトロールなんかも行われておりますし、設置・運営しているところには、看板なんかを出してもらおうようになっていまして、適正な運用が担保されるように、市と県とで、ある程度パトロールをするようなことはしてございます。

一応、現時点ではこんな感じでございます。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 設置に当たりましては、転用とかがあると思うんですけども、その際のやめた場合、現状に戻すとかいう、そういう契約というものはあるのでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 本市の土地利用の適正化条例を定めたことによって、運用基準を定めております。その中の一文を見ますと、営農型の太陽光発電事業についてということで何点かうたっております。農業委員会において云々と、いろいろ書かれている部分がございますので、それに従って対応するというところで進めていく形になるかと、今は思っております。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 1万平米を超える場合は、開発許可とかが必要だと思うんですけども、その開発許可をもらう時点では、現況に戻すとか、そういう項目というのはないのでしょうか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かに、いろんな意味でそれが出てきたのが、平成30年頃だと思います。その後どうするんだって。20年たったら、やっぱり廃棄処分とか、それを最初から契約書の中に保証金として入れるのかとか、いろんな話が出てきた頃だと思います。私は、南那須広域のほうで、北茨城のほうと協定を結んでいますので、そのときに、毎年そういうのが協議会で出てきて、やはりその保証金をもらおうとか。ただ、その地域だけで言っても全然駄目なので、国に要望しましょうとあって、たしか要望書を提出した覚えがあります。

それで今回のことでも、地域として、市町村の長のブロック会議でも、そういう意味でのうちの条例をつくりましたけど、うちのつくった条例だけでは全然弱いので、県や国のほうで、そういうことも含めてやっていただけるとありがたい。造ることだけではなく、その後の処分とか、いろんな条例を国に罰則としてとか、入れていただけるとありがたいというので、要望はさせていただきます。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） やっぱり一番怖いのは、口を悪くして言えば、逃げられると。それが一番怖いと思うので、やっぱりそういうしっかりした追跡も必要だと思うので、これからも、監視役のほうをよろしく願いまして、次の質問に入ります。

今年に入ってからNHKが、国立環境研究所が航空写真などから割り出して、発電の出力500キロワット以上の中規模施設の位置データと、土砂災害リスクの地図データを重ね合わせた結果、対象となった9,809か所のうち、土砂災害が起きて、住宅や公共施設などにも被害が与えられる恐れのある土砂災害危険箇所と一部でも重なっていたのは、全体の1割を超えました。少なくとも、1,186か所に上ることが分かりましたとあります。

本市の太陽光発電施設が、土砂災害危険区域と重なっているところがあるかどうかを伺います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 土砂災害危険区域での太陽光発電施設の設置についてお答えいたします。

土砂災害危険区域への太陽光発電施設の設置については、非常に危険であるため、事前協議の段階で設置できない旨を伝えております。したがって、事前協議の対象となった太陽光発電施設については、土砂災害危険区域上には設置されていないものと考えています。ただし、事前協議の対象とならない小規模な太陽光発電施設につきましては、残念ながら把握できていない状況でありますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） その事前協議というのは、1万平米以上のことを言うのでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） はい。条例で定めましているとおおり、現在、今年度から1,000平米以上の開発については、事前協議ということとなっております。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 先ほどの土地利用適正化条例が、今年の4月からということで、それ以前のものは、一切分からないということなののでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） これまでは、3,000平米以上については、市の事前協議が必要となると。1万平米を超えれば、県の事前協議も必要になってくるといふふうに定められております。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） それでは、3,000平米以上の面積の場合は、土砂災害危険区域には入っていないということよろしいのでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 土砂災害危険区域かどうかという部分についても、事前協議の段階で、我々が窓口のときに、そういった市のハザードマップ等に警戒区域等も明記されておりますので、それも見ながら指導をしているという状況でございます。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 指導しているということであって、もう入っていないということですか。要するに、危険区域には造られていないということですか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 現在、市のハザードマップ上で、現在35件の事前協議の件

数がございます。その中で調べたところ、警戒区域、どうしてもいろいろエリアとして入ってしまっているところも、実際には2件ほど、私は確認をいたしました。ただ、やはり土砂災害は、この豪雨ですから、そういった災害に巻き込まれるという可能性は、どこもゼロではないと思います。ただ、今、私が言った2件以外は、全てそういったハザードマップ上では、区域には入っていなかったというところは、指導の上でも付け加えて行っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 国の法律では、一部の例外を除き、災害リスクのある場所での建設を規制する法律はありません。実質的な規制は、自治体に委ねられているのが現状だとありますけれども、今年4月、土地利用適正化条例が制定されましたが、もっと厳しい条例が必要だと思うんですけど、これに関してはどうでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 昨日かその前にニュース等もございましたけれども、やはり全国的に経済産業省のほうも、こういった点検を、やはり各自治体でも行うようにということで、今後そういった指導も、県のほうからも下りてくるのかなと思っております。ですから、いろいろ青木議員にもお答えしましたけれども、条例の制定についても、県内の状況も見ながら、本市でも検討していかなければいけない。ただ、なかなか強制力とか、そういった部分も考えると、なかなかよく検討していかないと難しい部分もあるということで、私どものほうは、まずは底辺の1,000平米以上の開発は、しっかりそこもきちんと見ていこうという意味で改正をいたしましたので、だんだんに県にも、強制力で条例の制定とか罰則とか、市長のほうからも要望していただいておりますので、そんなまだ状況でございます。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 今日は農政課長がいないんですけども、農業委員会に太陽光発電施設の転用が出ていましたけれども、980平米とかそういうレベルが、これから多くなってくると思うんですね。980平米を毎年造っていけば、同じ場所でも増えちゃう可能性があるもので、やっぱりそういうところって、これから監視していかなくちゃいけないんじゃないかと思うんですけども、これに関してはどうでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 農業委員会のほうも、私も以前は農政課のほうにいましたので、当然、面積が低くなれば、我々の事前協議の段階でもそういった指導はできますが、やはり農業委員会においては、やはりしっかり転用されているのかとか、追跡調査は十分必要だとは思いますが、その辺は農地パトロールとか、最適化推進委員さんとかがいらっしゃるでし



ようから、そういったところに要請して、進めていく必要性はあるのかなと私も考えます。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） それでは、今後ともよろしく願いいたします。次の質問に移るんですけども、今の質問と随分かぶるところがあるので申し訳ないんですけども。また、青木議員ともかぶるところがあると思うので。次の質問に入ります。

今月の2日に、下野新聞の記事に「静岡県熱海市で7月に発生しました大規模土石流を受け検討し、市長は今月中旬にも県内の盛土の一斉点検に乗り出す。県の資料、国土地理院のデジタルデータなどを基に、災害リスクが比較的高い盛土を抽出し、現地調査を行うよう」とありますけども、本市において、山林を造成して設置されているメガソーラーが点在していますが、盛土による造成はあるのか。造成工法を把握しているのか。熱海市の土石流災害を受けて、緊急点検をしたのかを伺います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 盛土による造成についてお答えします。

3,000平方メートルを超える盛土を行う際には、土壤汚染対策法に基づく届出、または、栃木県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく許可が必要となり、いずれも栃木県による手続となります。土地利用事前協議の際に、3,000平方メートルを超える盛土が計画されている場合には、栃木県の担当部署に必要な手続を行うよう、事前に指導しております。

議員御質問の盛土上に設置された太陽光発電施設については、市として把握しているものは2件であります。8月13日からの長雨を受け、土砂の流出が懸念された1件について現場確認を行いましたところ、土砂の一部が市道及び側溝に流れ出ている状況であり、直ちに保守管理事業者に連絡の上、対応策を講じていただきました。

そのほか、大雨により土砂の流出など、問題の発生することが懸念される太陽光発電施設に関しましては、県との連携により、定期的に安全パトロールや現地指導を実施し、必要に応じて行政指導を実施しているところであります。

以上です。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） いずれにも、太陽光発電の施設から、土砂が流出したというのはあったと思うんですけども、やっぱり木を切って造成をして設置するということは、根っこがないんだから、当然流れるのは当たり前だと思うんですけども。傾斜とか角度にもよると思うんですけども。あと、調整池なんかも造らなくちゃならないというのがありますが、調整池なんかは、何か所か見たことがあるんですけども、そんなに大きい巨大な調整池はな

いと思うので、そういうほうの監視なんかというのは、やっぱり市ではすることはあるのでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 調整池の監視でよろしいのでしょうか。

その辺は、直接監視をしているということはありません。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） どこにあるか分からない場合もあるのでしょうか、調整池がいっぱいになれば、当然、土砂は流れ出しちゃうと思うんですね。ですから、道路に流れ出す、民家に流れ出す前に何とかなるように。監視といっても、災害が起きてからしか分からない場所もあると思うので、あとは、どうすることもできないというのが現状なのではないでしょうか。このことについては、今後も災害が起きないように、しっかりパトロールをしてもらいたいと、しかならないと思うので、次に移ります。

次は、昨日、青木議員も質問したと思うんですけども、青木議員は、主に住宅に載っているソーラーパネルだと思うんですけども、今回は山林に設置された太陽光発電施設について質問いたします。

太陽光発電施設及びその周辺の林野火災が発生した場合、ソーラーパネルは、光があれば発電してしまうことから、放水による消火は感電のリスクがあります。消火マニュアルなどは必要ではないか、伺います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 消防活動マニュアル化についてお答えいたします。

青木議員の答弁と重複いたしますが、平成26年9月の那須烏山市消防団本部・分団長等会議において、太陽光発電システム設置一般住宅の消防活動上の留意点に関する協議を行い、放水時や配線の切断により、建物に触れる場合の感電の危険性や、太陽電池モジュール等の落下の可能性等について、那須烏山消防署と情報共有を図ったところであります。

平成31年4月1日には、各種火災・災害現場での消防団活動と安全管理について明確化し、安全かつ消防力を最大限に発揮できることを目的とした、消防団活動・安全管理マニュアルを作成いたしました。マニュアルでは、太陽光発電システム設置建物の消火活動に際しましては、むやみな放水はせず、消防本部や消防署、指導者の指示に従って消火活動を行うよう、毎年度当初に消防団にも周知しております。もしかすると、興野議員が消防団長のときが、最初の講習を受けた頃ですかね。そんな感じがします。よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） そうですね。昨日もお話に出たように、光があれば発電してしまう。

シートで覆うとか、夜になるまで待つとか。ライトの灯でも発電してしまうということがあるので。それと、やっぱり山林に設置した太陽光発電施設の場合は、燃えやすい雑草が山ほどあります。枯れ草が燃えることによって起こるソーラー火災は、メガソーラーにとって、最大のリスクがソーラー火災であります。ソーラーは巨大な施設であるが、無人であります。防火設備はありません。防犯カメラもありません。故意に火を投げ込まれても防ぎようがありません。ソーラー発電所業界では、誰もが想定していないリスクでソーラー火災。ソーラー発電施設には、貯水槽も水道も井戸もないところがほとんどであります。防火対策がない巨大施設。パネルは簡単に燃えます。ソーラーパネルで火災が発生すれば、消火する水がない。防火設備もゼロ。電圧も高く、非常に危険な施設です。住宅の火災とは、わけが違うと思いますが、このことについてどうでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議員がおっしゃるとおりの状況が、実際の現場では行われると思います。したがって、消防署と常日頃情報を共有しながら、消防団活動につきましては、後方支援という立場で携わっていきたいと思いますが、山林のソーラーパネルの火災、太陽光発電施設の火災につきましては、情報共有を、今後もますますして、対応のほどしていきたいというふうに思っております。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 雷でも燃えますよね、山の場合は。木はないと思うんですけども、雑草は相当あると思うんですよ。刈ってあればいいのです。刈ってあっても、本来は火災に注意しなくちゃならない場合は、刈った草も運び出す。これが大前提なんですけれども、そのために飛行場のところは、みんな運び出すんですけども。刈ってあればまだしも、刈っていない草がそのままというソーラー施設も見受けられます。こういう草が大繁殖しているようなソーラー施設というのは、市では、指導とかそういうことはできるのでしょうか。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 先ほどもちょっとお伝えをいたしました、栃木県の指導指針に基づく安全パトロールがございます。今まで安全パトロールは、年に数件を選んで、県と市とでパトロールをしているのですが、今までは、どちらかというと施工後の、やはり土砂崩れがありました。あとは看板がついていないですとかそういうところを中心にパトロールをされて、指導がされてまいりました。今後は、議員がおっしゃるとおり、管理がやっぱり悪いようなところをパトロールをしていって、指導をしていく必要があるのだらうなというふうに思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 日本では、今のところメガソーラーの火災は発生していないということなんですけれども、総務課長、消防団の後方支援と言いますけど、今までも山火事が相当ありましたけれども、後方支援だけでは終わらなかったような気がするんですけれども、どうでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 火災現場においては初動の活動で、当然、最前線に行って活動することはあるかと思いますが、基本的な消防団活動としては消防署が中心となり、後方支援に回ることが大前提であると、私は認識しております。ただ、実際の現場では、初期の消火活動においては、最初に行った消防団が、消防署より早く消火活動を行うことも多々あるかと思えます。ただこのメガソーラーによる火災については、議員もおっしゃるように、非常に危険を伴いますので、消防署の指示の下まず動くということは、徹底していきたいというふうに思っております。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） それと、消防団の幹部が研修をやったと。やっぱり幹部だけじゃなくて末端につながるように、こういうコロナなので、部単位ぐらいで研修で密にならないように、消防署の会議室だったら、部単位ぐらいだったら密にならないと思うので、ほかの研修もできないのですが、こういうときに多少、座学としてもやったほうがいいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） ありがたい提案、非常に助かります。情報を持ち帰りまして、団本部と消防署と協議しまして、そのような研修ができるような方向で、少し調整したいと思います。

○議長（渋井由放） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 昨日、青木議員も、国ではクリーンエネルギーだといって奨励しているし、片方では、災害のリスクもある、火災のリスクもある。なかなか、どちらを取っているか。山林の開発にしても、CO<sub>2</sub>を吸ってくれる山林を伐採して、クリーンエネルギーの設備を造ると、おかしな話になってしまいますけれども。これから、ますますソーラー発電が増えると思うので、火災もそうですけれども、防災に関して、しっかり市を守る、市民を守るためによりしくお願いいたしまして、時間がありますけれども、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 興野議員、ありがとうございました。

一点だけ、私が先ほど答弁の中で、市の土地利用の事前協議の対象面積を、私がちょっと間違ったことを言ったかもしれないので、ちょっと今、書類を見直してみました。

県の事前協議は、5ヘクタール以上です。ですから、市のほうは都市計画内、いわゆる那珂川より西側は、3,000平米以上、東側は1万平米以上と。太陽光の設置に限っては、1,000平米以上は、事前協議を行うというふうになっておりました。大変すみません。よろしくお願ひします。

○議長（渋井由放） 1万平米は、林地開発の場合でございます。

以上で2番興野一美議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（渋井由放） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

[午後 2時44分散会]